

第2次南魚沼市総合計画 後期基本計画 (案)

令和2年度第2回総合計画審議会 資料

令和2年度第2回まち・ひと・しごと創生推進会議 資料

目 次

第Ⅰ編 総論	1
第1章 後期基本計画の策定にあたって	1
1 策定の目的	1
2 計画の構成と期間	2
第2章 基本構想	3
1 南魚沼市の将来像	3
2 基本理念.....	4
3 政策の大綱	5
第3章 前期基本計画に基づく取組の検証	8
1 市民の意識	8
2 総合戦略による人口減少への対応.....	11
3 人口ビジョンの見直し	13
4 各分野の課題と方向性.....	15
第Ⅱ編 基本計画	18
施策体系と戦略プロジェクトの位置づけ	18
SDGs 達成に向けた取組の推進	21
計画の推進体制	23
戦略プロジェクト	25
I 産業振興・働きやすいまちプロジェクト	26
II 移住定住・ひとの流れをつくるプロジェクト	30
III 子ども・子育て応援プロジェクト	32
IV 全員活躍のまちプロジェクト	34
重要業績評価指標（K P I）	37
政策大綱1 保健・医療・福祉	41
1-1 ころとからだの健康づくりの推進	42
1-2 地域完結型保健医療体制の充実.....	44
1-3 子育て環境の充実.....	46
1-4 障がい者福祉の充実.....	48
1-5 高齢者福祉・介護の充実.....	50
1-6 地域で支えあう福祉の充実.....	52

政策大綱 2 教育・文化	55
2-1 学校教育の充実	56
2-2 生涯学習の充実	60
2-3 地域文化の振興	62
2-4 生涯スポーツの推進	64
2-5 地域・家庭教育の充実	66
2-6 子ども・若者やその家族への支援の充実	68
2-7 地域に根ざした野外・環境教育の推進	70
政策大綱 3 環境共生	73
3-1 自然環境の保全	74
3-2 循環型社会の推進	76
3-3 省エネルギーの推進と新エネルギーへの転換	78
3-4 生活環境の向上	80
政策大綱 4 都市基盤	83
4-1 計画的な土地利用の推進	84
4-2 ひとにやさしいまちづくり	86
4-3 住環境の整備	88
4-4 上下水道の整備	90
政策大綱 5 産業振興	93
5-1 農業の振興	94
5-2 林業の振興	96
5-3 観光の振興	98
5-4 商工業の振興	100
5-5 雇用の促進	102
政策大綱 6 行財政改革・市民参画	105
6-1 行財政運営の効率化	106
6-2 協働のまちづくり	108
6-3 災害に強い安全と安心のまちづくり	110
6-4 情報化の推進	114
6-5 交流の推進と国際化	116
6-6 共感と共生のまちづくり	118
6-7 総合的な人口減少対策の推進	120

第 I 編 総論

第 1 章 後期基本計画の策定にあたって

1 策定の目的

南魚沼市では、平成 28 年 3 月に、計画期間を 10 年（平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度）とする「第 2 次南魚沼市総合計画」を市の最上位計画として策定し、その基本構想に基づく将来像「自然・人・産業の和で築く 安心のまち」の実現に向けてまちづくりを推進しています。

また、将来像の実現にあたって、これまで進めてきたまちづくりの実績を将来につなぐとともに、人口減少に伴う地域社会の構造の変化に柔軟に対応することが必要であることから、人口減少対策をまちづくりの最重要課題の 1 つと位置づける「第 2 次南魚沼市総合計画」を指針として、平成 27 年度に計画期間を 6 年（平成 27（2017）年度から令和 2（2020）年度^{※1}）とする「南魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を先行して策定しました。総合戦略は、特に人口減少と地域創生に関する課題に対応するため、「第 2 次南魚沼市総合計画」の施策を分野横断的に捉えて策定したものであり、長期的なビジョンをもった実践的な計画と位置づけて取組を推進してきました。

この間、社会情勢や経済、市民のライフスタイルなど、南魚沼市を取り巻く環境はさまざまな面で変化し、より新しい課題や問題への対応が必要となっています。特に、急速に進行する人口減少や少子化・高齢化は、地域の暮らしや産業の構造に大きな影響を及ぼしており、今後の状況を見据えたよりの確な対応が求められています。また、自然災害や感染症への備え、新しい技術や産業の展開、国際化、環境問題への対応など、これまでにない視点での取組が必要となっています。

一方、国においては、これまでの地方創生に向けた取組に対する成果と課題を踏まえて、令和元年 12 月に「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京圏^{※2}への一極集中」の是正を目指すこととしています。

このような社会の変化と必要性を踏まえ、最上位計画としてよりの確なまちづくりの方向性を示すとともに、特に人口減少への対応を実践的に推進するため、「第 2 次南魚沼市総合計画」に第 2 期となる総合戦略の役割を「戦略プロジェクト」として組み込んだ「第 2 次南魚沼市総合計画 後期基本計画」を策定します。

※1 総合戦略は計画期間を令和元（2019）年度までから令和 2（2020）年度までに延長

※2 東京圏：東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県の上 3 都県

2 計画の構成と期間

「第2次南魚沼市総合計画」は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層で構成され、「基本構想」「基本計画」は計画期間を10年としています。その中で「基本計画」は、令和2年度までの「前期基本計画」と、令和3年度からの「後期基本計画」（以下「本計画」という。）の、それぞれ計画期間5年間の計画と位置づけています。

本計画は、この「基本構想」を継承するとともに、「前期基本計画」の見直しを踏まえた計画とします。また、総合戦略については、新たに「戦略プロジェクト」として本計画に位置づけます。



基本構想

まちづくりの推進にあたって市民・企業・行政が共有する基本理念や将来像、目標を明らかにするとともに、その実現を図るための政策の大綱を定めるものです。

▶計画期間：平成28（2016）年度から令和7（2025）年度までの10年間

基本計画

基本構想に定める政策の大綱ごとに施策とその基本方針を示し、それによって展開する具体的施策と主要な事業を示します。

▶計画期間：平成28（2016）年度から令和7（2025）年度までの10年間

中間年の見直しを経て前期・後期それぞれ5年間の計画とします。

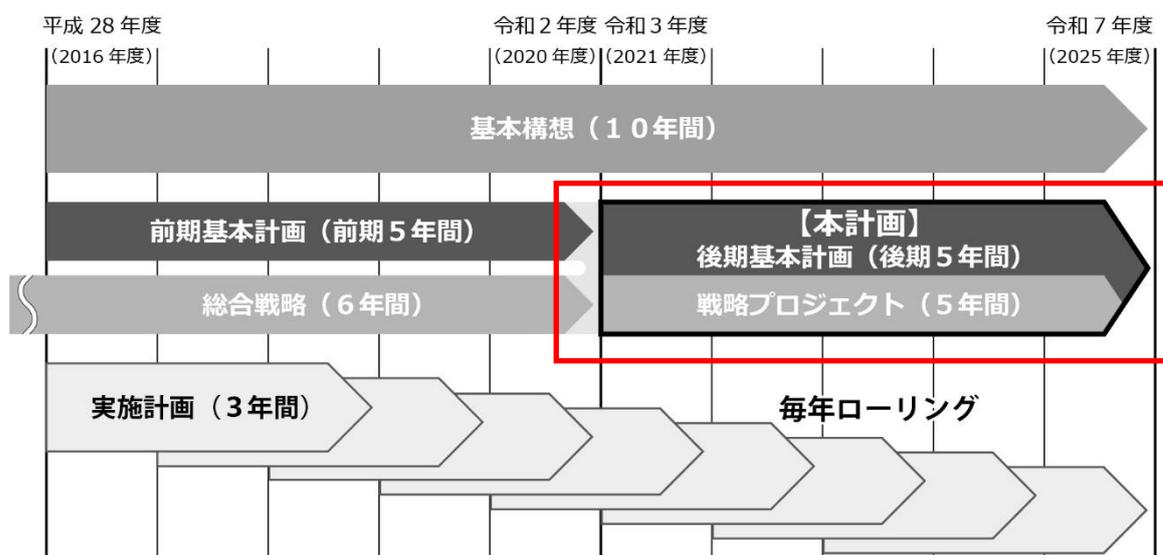
▶前期 計画期間：平成28（2016）年度から令和2（2020）年度

▶後期 計画期間：令和3（2021）年度から令和7（2025）年度（本計画）

実施計画

基本計画で掲げた施策に基づき、事業を実施するための計画として位置づけ、毎年度の予算編成の指針とします。

▶計画期間：3年間（向こう3年間を見据えたものとして毎年度見直し、状況の変化に迅速な対応を図るローリング方式）



第2章 基本構想

1 南魚沼市の将来像

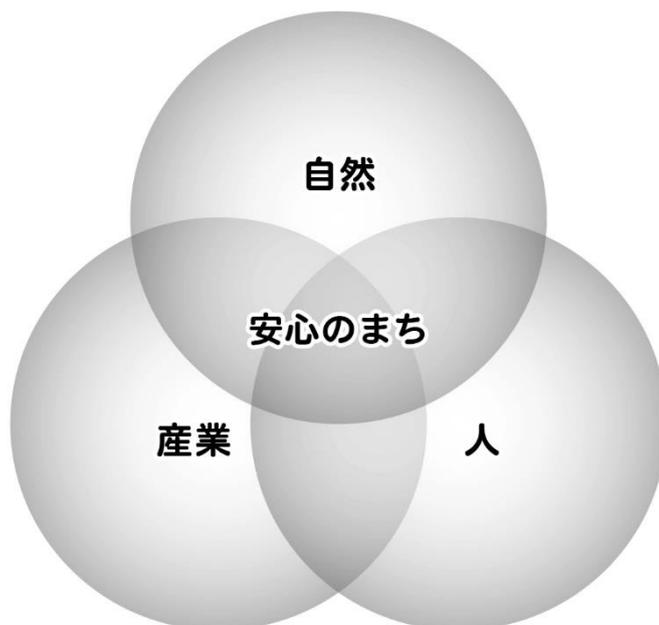
南魚沼市には、豊かな自然や文化、伝統など、先人から受け継いだ貴重な財産とともに、まちを支える多様な人材、地域特性を活かしたさまざまな産業があり、これを背景とする市民一人ひとりの熱意と努力、さまざまな産業の集積により、地域の特性を活かしたまちづくりが進められています。また、まちづくりにおいて、市民と産業、行政の協働を進めるとともに、市民一人ひとりが自覚と責任を持ってまちづくりに参画し、知恵を出し合える環境づくりに努め、これによって、市の将来像『自然・人・産業の和で築く 安心のまち』を目指しています。

しかし、人口減少や少子化・高齢化、社会や経済など、これまでになく変化がさまざまな面で起きており、将来にわたって安心して暮らせる地域であるためには、これまで進めてきたまちづくりの実績を将来につなぐとともに、情報技術や産業の展開、自然災害や環境問題など、新たな課題や問題に柔軟に対応することが必要です。

本計画は、このような新たな課題や問題を踏まえ、将来像の実現を目指します。

将来像

自然・人・産業の和で築く 安心のまち



2 基本理念

南魚沼市の将来像の実現に向けて、4つの基本理念を掲げて取り組んでいます。

基本理念 1 郷土を愛し、一人ひとりがつくるまち

豊かな自然や文化、伝統に満ちた郷土を愛する市民を育て、市民一人ひとりが主体となって、活力ある自立したまちを目指します。

将来にわたって発展するまちであり続けるために、まちづくりや地域づくりに積極的に取り組む人材の育成を図ります。

基本理念 2 人の和で支えあう安心のまち

身近な地域内から、都市間の連携まで、活気ある交流を進めることによって、人と人が支えあう、安心と思いやりのあるまちを目指します。

子どもから高齢者まで安心していきいきと暮らし続けるために、災害に強いまちづくりを進めるとともに、保健・医療・福祉の充実や、生涯にわたって学べる教育環境の整備を図ります。

基本理念 3 力強い産業が育ち、働く魅力がたくさんあるまち

将来にわたってまちを支え、活力をもたらす力強い産業が生まれ、育つまちを目指します。

たくさんの地域資源を基に、豊富な人材と活力で多様な業種を結び、地域に根づいた力強い産業を育て、安定した雇用を創出します。また、新たなビジネスや事業が生まれ、育ちやすい環境の整備、ICT※の活用による地域情報の積極的な発信、地域の特性を活かした地域ブランドの創造と販路の拡充を図ります。

基本理念 4 新しい課題に柔軟に対応する行政組織をもつまち

市民と行政の協働、産業界や教育機関等の関係機関と行政との連携を進め、新たな課題に柔軟に対応できる行政組織の構築を目指します。

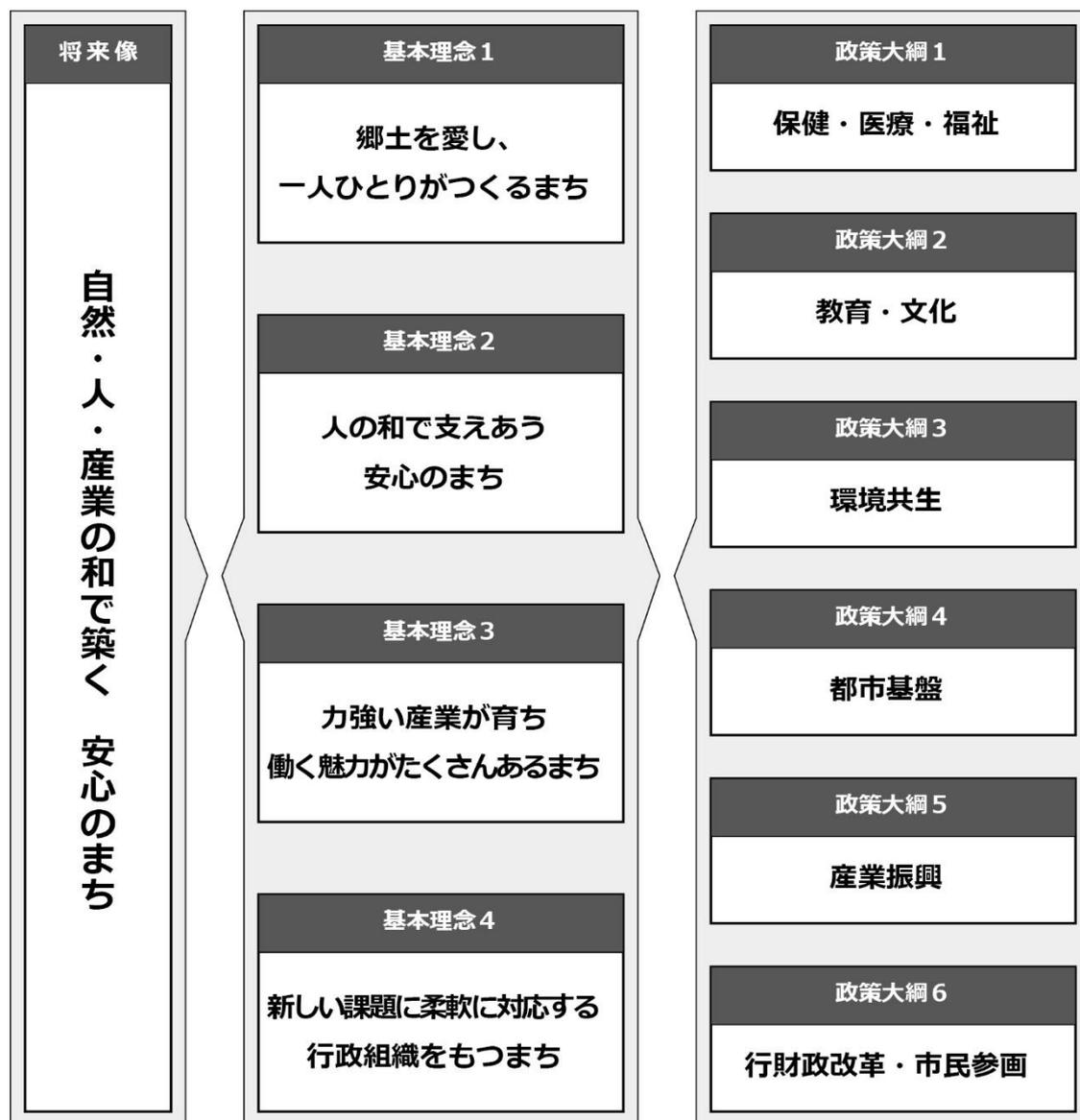
民間活力の積極的な活用と市民協働による行政運営の仕組みづくりを進め、市民生活に密着した、公正で無駄のない行政サービスを提供します。

※ICT：(Information and Communication Technology) の略。情報通信技術のこと

3 政策の大綱

南魚沼市の将来像の実現に向けて、4つの基本理念に基づき、まちづくりの枠組みを6分野の政策大綱（分野別政策）に整理しています。また、6分野の政策大綱では、それぞれに「まちづくりの目標」を定めています。

これらはそれぞれが独立したものではなく、相互につながりあうことで、より効果・効率的に、将来像の実現を目指しています。



政策大綱 1	保健・医療・福祉
まちづくりの目標	地域ぐるみでつくる健康・福祉・子育てのまち

- ▶人口減少は、近隣関係の希薄化や経済活動の縮小といった社会経済状況の変化をもたらし、市民の暮らしに大きな影響を与えます。地域の「人と人の和」を基礎として、安心して子どもを産み、育てられ、誰もが住み慣れた地域で互いに支えあい、生涯現役で健康でいきいきと自立して暮らせるまちづくりを推進します。

政策大綱 2	教育・文化
まちづくりの目標	学ぶ喜び・文化をはぐくむ喜びのあるまち

- ▶「地域の最大の課題はひとづくり」という認識のもと、地域に根ざした文化をはぐくみながら、すべての市民が生涯にわたって自由に学べる学習の機会を拡充します。
- ▶家庭、地域、行政が互いに連携して支えあい、地域社会全体で子どもを育てる充実した教育環境づくりとともに、地域の特性を活かした野外・環境教育を推進します。

政策大綱 3	環境共生
まちづくりの目標	豊かな自然を守り、そして共に生き、100年後に引き継いでいくまち

- ▶環境問題は地球規模で取り組むべき課題であり、小さな取組の積み重ねと継続が欠かせません。本市の豊かな自然環境を次代に継承するとともに、限りある資源やエネルギーの有効利用を図り、地域内で完結する持続可能な循環型社会の構築を目指します。
- ▶さまざまな公害の発生を防止するため、観測体制の整備と事業者等への指導・監督を強化するとともに、防止対策の研究と普及を図ります。

政策大綱 4	都市基盤
まちづくりの目標	住みたい、住み続けたいまち

- ▶地域の特性や環境に配慮したまちなみ景観と適正な土地利用を促進し、災害や雪に強く、ひとにやさしい、秩序ある快適な都市基盤整備を推進します。
- ▶高齢化社会に対応した交通システムや生活道路、災害に強い道路ネットワークの整備を推進するとともに、交通事故のない社会を目指し、交通安全意識の向上と事故防止の環境整備を推進します。

政策大綱 5	産業振興
まちづくりの目標	豊かな自然を活かし、自然や人にやさしく力強い産業のまち

- ▶世界に冠たるブランド力を誇る「南魚沼産コシヒカリ」をはじめとする豊かな農作物を産する農業や林業、高速交通網の利便性を活かした商工業、豊かな自然や歴史・文化的資源を活かした観光業など、それぞれの産業を高度に連携させながら、産業構造のバランスの取れた、力強い産業のまちを築き、安定した雇用の創出を図ります。
- ▶高速交通網や ICT の活用による地域情報の積極的な発信、個性ある地域資源を活かした地域ブランドの創造と販売経路の拡充を図り、地域内外から人々が集う、魅力あふれるまちづくりを目指します。

政策大綱 6	行財政改革・市民参画
まちづくりの目標	世界にひらく市民が誇りをもてるまち

- ▶人口減少や少子化・高齢化の進行を見据えながら、市民、産業界、教育機関、金融機関、医療機関などの関係機関・団体との協働による活力あるまちづくりを推進するとともに、多様化・複雑化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる公正で効率的な行政サービスの提供や、市政に関する徹底した情報公開を推進します。
- ▶総合的な都市機能の維持・向上により、若い世代を中心とした人材の市内定着・回帰と、地域間連携・交流の活性化や、総合的な少子化対策を推進します。
- ▶性別や人種、国籍、文化などを超えて世界にひらかれた、新たな時代にふさわしい共感のまちづくりを推進し、多様な人々の交流による地域の賑わいや地域に対する市民の誇りの醸成を図ります。

第3章 前期基本計画に基づく取組の検証

1 市民の意識

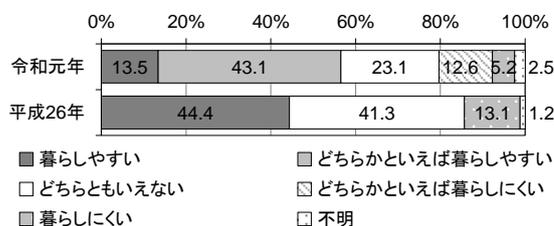
本計画策定に先立ち、令和元年7月に「まちづくりに関するアンケート調査」を実施しました。この結果から見られる市民の意識やニーズについて以下にまとめます。

調査対象・方法	満20歳以上の市民2,500人(男女各1,250人)を対象に調査票を郵送配布・回収
調査期間	令和元年7月5日(金)～7月31日(水)
有効回収数(n)	1,197人(有効回収率47.9%)

(1) 南魚沼市の暮らしやすさ

●「暮らしやすい」約6割、「暮らしにくい」約2割

・「どちらかといえば暮らしやすい」(43.1%)が4割以上で最も高く、「暮らしやすい」「どちらかといえば暮らしやすい」の合計値『暮らしやすい』(56.6%)は約6割、「暮らしにくい」「どちらかといえば暮らしにくい」の合計値『暮らしにくい』(17.8%)は約2割



・前回と比較すると、『暮らしやすい』(前回44.4%)は高くなっている ※前回とは選択肢が異なる

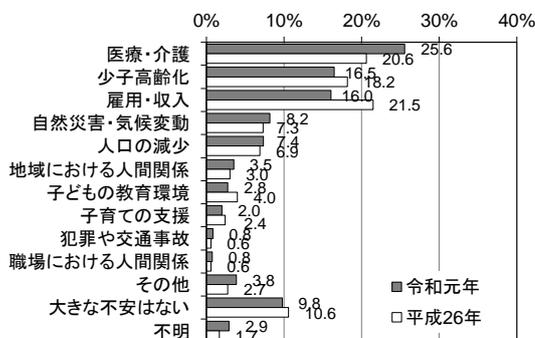
(2) 暮らしにくさ・不安を感じること

●「医療・介護」2割以上、次いで「少子高齢化」「雇用・収入」1割以上

●前回より「医療・介護」は若干高く、「雇用・収入」は若干低い

・「医療・介護」(25.6%)が2割以上で最も高く、次いで「少子高齢化」(16.5%)、「雇用・収入」(16.0%)の2項目が1割以上で同程度

・前回と比較すると「医療・介護」(前回20.6%)が若干高い一方、前回最も高い「雇用・収入」(前回21.5%)は若干低い



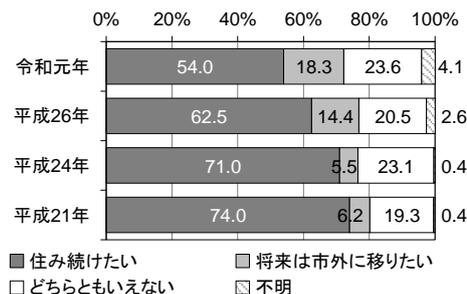
(3) 住み続けたいと思うか

●「住み続けたい」5割以上、「将来は市外に移りたい」約2割

●「住み続けたい」が低くなり、「将来は市外に移りたい」が高くなる傾向

・「住み続けたい」(54.0%)が5割以上で最も高く、次いで「どちらともいえない」(23.6%)、「将来は市外に移りたい」(18.3%)が約2割

・過去3回の調査と比較すると「住み続けたい」が低くなり、「将来は市外に移りたい」が高くなる傾向



(4) まちづくりの現状評価・力を入れて取り組むべきこと

①まちづくりの現状評価

●「**こことからだの健康づくり**」が最も高く、「**総合的な人口減少対策**」が最も低い

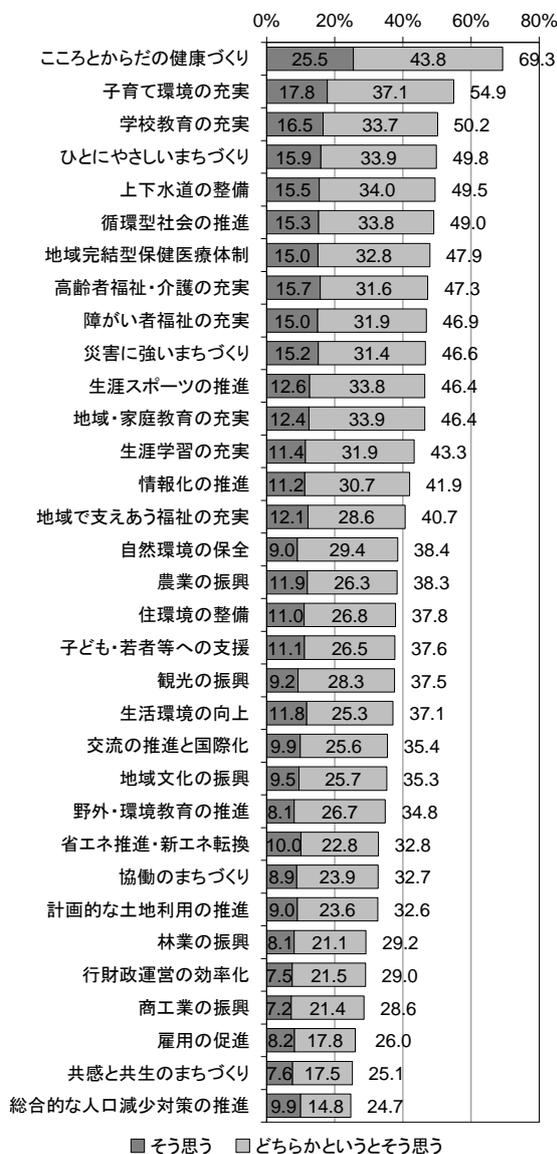
- ・「**そう思う**」「**どちらかというと思う**」の合計値『**思う**』を見ると、「**こことからだの健康づくりの推進**」(69.3%)が約7割で最も高く、次いで「**子育て環境の充実**」(54.9%)、「**学校教育の充実**」(50.2%)の2項目がそれぞれ5割以上
- ・一方、「**総合的な人口減少対策の推進**」(24.7%)が最も低い

②今後力を入れて取り組むべきこと (重要性)

●「**総合的な人口減少対策**」が最も高く、「**高齢者福祉・介護**」「**ひとにやさしいまち**」も高い

- ・「**総合的な人口減少対策の推進**」(39.2%)が約4割で最も高く、次いで「**高齢者福祉・介護の充実**」(33.9%)、「**ひとにやさしいまちづくり**」(33.3%)の2項目がそれぞれ3割以上
- ・一方、「**地域に根ざした野外・環境教育の推進**」(1.9%)が最も低い

①まちづくりの現状評価



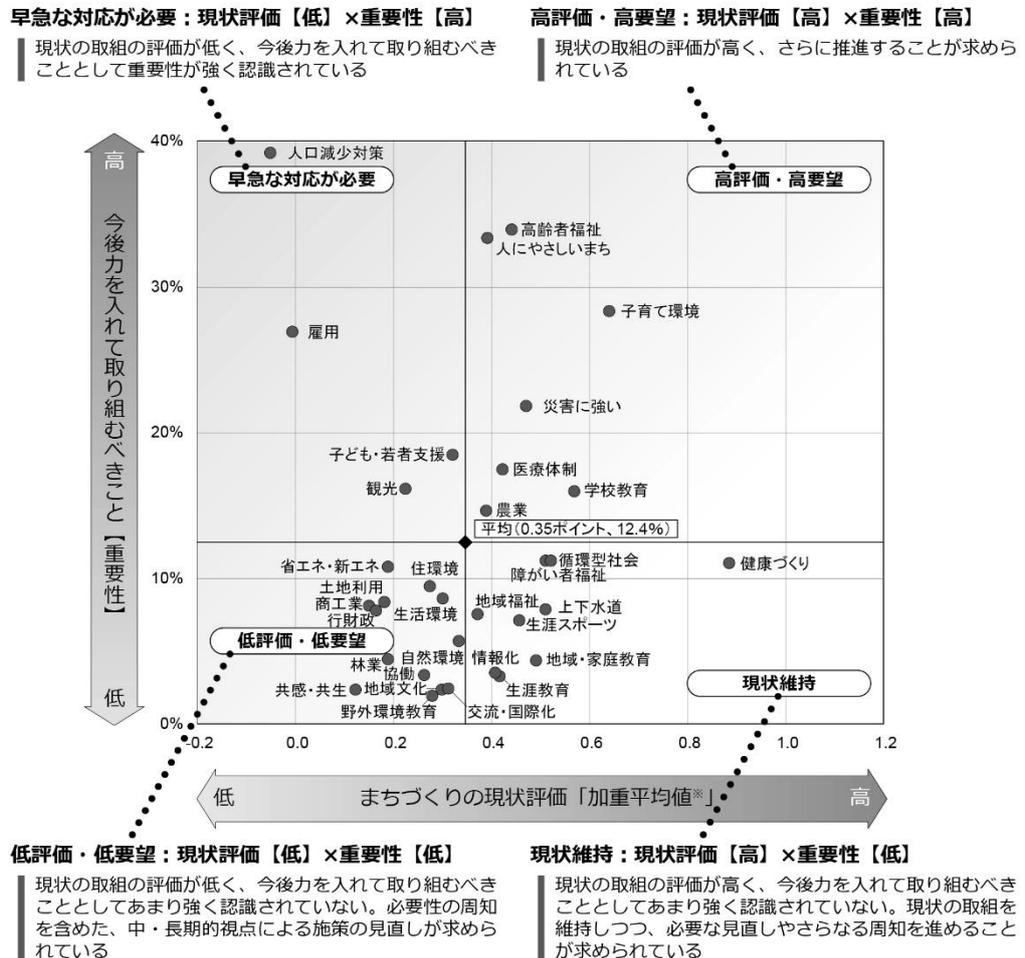
②今後力を入れて取り組むべきこと (重要性)



(5つまで選択)

●「総合的な人口減少対策」「雇用の促進」は特に早急な対応が必要

- ・「①まちづくりの現状評価」と「②今後力を入れて取り組むべきこと」(重要性)を組み合わせると、「早急な対応が必要」に分類される項目として「総合的な人口減少対策」の重要性が特に高く、「雇用の促進」も重要性が高い (図中の各項目は名称の一部を省略して表示)



(5) アンケート結果からうかがえる課題

●「住み続けたい」「暮らしやすい」の維持・向上

- ・「暮らしやすい」や「住み続けたい」は高い値となっており、「暮らしやすい」は高くなる傾向が見られる一方、「住み続けたい」は低くなる傾向が見られ、暮らしやすさでの不安の軽減と、市民のライフスタイルの変化やニーズを踏まえた「暮らしやすさ」の向上と、将来を見据えた「住み続けやすい」環境の維持・整備が必要

●総合的な人口減少対策が急務

- ・「暮らしにくさ・不安を感じる」と「まちづくりの現状評価・力を入れて取り組むべきこと」では、「医療・介護」「少子高齢化」「雇用・収入」が課題として認識されていることが示され、特に、「医療・介護」への不安感が強くなっている。「医療・介護」「少子高齢化」「雇用・収入」はいずれも人口減少とこれによる地域構造の変化が大きく影響するため、これらの課題を踏まえた総合的な人口減少対策の早急な対応が必要

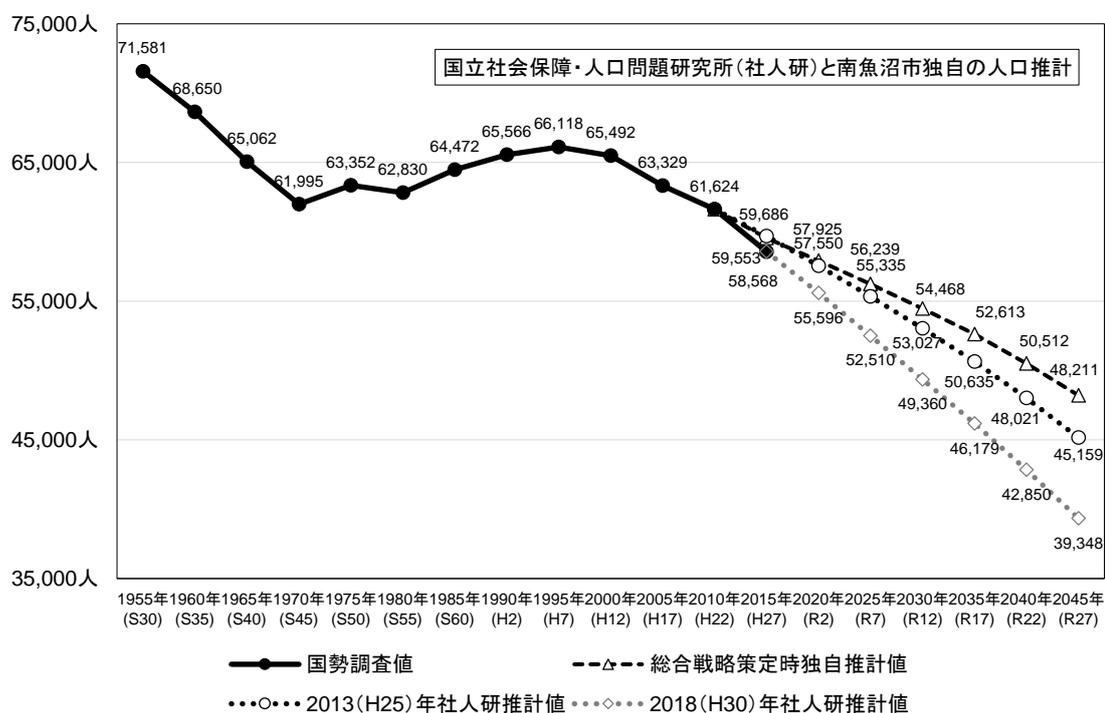
2 総合戦略による人口減少への対応

(1) 人口減少の状況

国勢調査によると、南魚沼市の人口は、昭和30(1955)年の約7.2万人から昭和45(1970)年の約6.2万人まで15年間で約1万人減少した後、増加に転じ、平成7(1995)年には約6.6万人となっています。しかし、その後再び減少に転じ、以降は減少傾向が続いており、平成27(2015)年には6万人を下回りました。平成7(1995)年から平成27(2015)年までの20年間の減少人数は7,550人で、約16%減少したことになります。

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計(2018年値)^{※1}によると、令和12(2030)年に南魚沼市の人口は5万人を下回り、さらに令和27(2045)年には4万人を下回るとされています。一方、前回の社人研推計(2013年値)^{※2}と令和27(2045)年の推計人口を比較すると、前回推計より約6千人下回るとされており、前回推計時より減少傾向が強まっているとされています。

また、平成27(2015)年度の総合戦略の策定にあたって、対象期間を令和42(2060)年までとする、南魚沼市が目指すべき将来の方向と人口の将来展望(人口ビジョン)を示しました。人口ビジョンにおける独自推計と社人研推計(2018年値)を比較すると、令和27(2045)年の人口には約9千人の差があり、独自推計を大きく上回る速さで人口減少が進むことが予測されています。



資料：平成27(2015)年まで国勢調査(平成12(2000)年までは旧塩沢町、旧六日町、旧大和町の合計)、推計値は社人研推計、総合戦略策定時独自推計は「人口ビジョン」(平成27(2015)年)
 ※1『日本の地域別将来推計人口』(社人研)平成30(2018)年3月公表の推計値
 ※2『日本の地域別将来推計人口』(社人研)平成25(2013)年3月公表の推計値

(2) 総合戦略による人口減少対策の取組状況

総合戦略では、4つの政策分野とその実現のための20の基本的施策を位置づけ、5年間の達成度合いを政策分野ごとに検証するための8つの数値目標（基本目標）を設定しました。

各数値目標の達成度を見ると、8つのうち目標値を達成したのは4項目となっています。**このうち**、人口減少の2つの側面である「社会増減」「自然増減」の指標となる「社会増減数」と「合計特殊出生率」「出生数」は、いずれも目標値を達成していません。

数値目標	基準値 (基準年)	実績値					目標値	達成状況
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R元年度	
【政策分野1】力強く魅力的な産業を育て雇用を創出する								
①人口に占める市内事業所従業者数の割合	45.7% (H24)	45.6%	45.3%	45.9%	47.3%	48.0%	50%	未達成
②南魚沼管内の正社員就職数の割合	65.1% (H26)	65.2%	69.6%	68.2%	73.9%	73.0%	70%	達成
③昼夜間人口比率	99.6% (H22)	-	-	100.3% (H27)	100.3% (H27)	100.3% (H27)	100.0%	達成
【政策分野2】地域資源を活用し、新しいひとの流れをつくる								
社会増減数 (転出超過数)	237人 (H26)	414人	269人	237人	251人	357人	200人以下	未達成
【政策分野3】若い世代が暮らしやすく、子どもを育てやすい環境づくりをすすめる								
①合計特殊出生率	1.46 (H26)	1.48	1.43	1.45	1.42	1.43	1.65	未達成
②出生数	451人 (H26)	436人	397人	421人	394人	347人	470人	未達成
【政策分野4】協働と連携による効率的な都市経営をすすめる								
①財政健全化指標 (実質公債費比率)	16.3% (H26)	16.3%	15.4%	15.2%	15.2%	15.5%	18%以内	達成
②財政健全化指標 (将来負担比率)	155.0% (H26)	155.0%	158.9%	146.4%	132.3%	126.3%	現状維持	達成

(3) 人口減少への対応の取組からうかがえる課題と方向性

●人口ビジョンの見直し

- ・総合戦略策定時の独自推計を上回るペースでの人口減少が予測されており、人口の動向や市民ニーズ等を踏まえた人口ビジョンの見直しが必要

➡最新の人口推計に基づく人口ビジョンの見直し

●総合計画との一体的な取組の推進

- ・市民の意識や総合戦略の数値目標の達成状況を踏まえ、総合的な人口減少対策をこれまで以上に力強く推進するために、より総合的かつ実践的な取組が必要

➡第2期総合戦略の役割を総合計画に組み込んで一体的に推進（「戦略プロジェクト」として位置づけ）

3 人口ビジョンの見直し

人口ビジョンについて、人口の動向、市民の意識やニーズなどの分析を踏まえ、南魚沼市が目指すべき将来の方向と、南魚沼市独自の設定により行った推計（独自推計）から、人口の将来展望を以下のように見直しました*。

(1) 目指すべき将来の方向

〈目指す姿〉

- ・ **転入の拡大**
特に 20 代前半の就職期の転入、年代を問わない東京圏からの転入、産業構造の維持を共に担う外国人の転入を促進
- ・ **転出の抑制**
特に 20 代後半以降の若い世代や子育て世代の転出を抑制
- ・ **出生数の確保**
合計特殊出生率を早期に上昇させ、高水準で維持
- ・ **健康長寿の推進**
安心して暮らし、地域を支え、活躍する高齢者を確保

〈将来の方向性〉

- ・ **安定した地域構造の維持**
地域の特性を活かしてU I J ターンによる移住・定住を促し、安定した地域構造を維持できるまちをつくる
- ・ **安心して子育てできる環境づくり**
若い世代の就労・結婚・出産・子育ての希望をかなえ、将来を見据えて安心して子どもを育てられるまちをつくる
- ・ **誰もが活躍できる環境づくり**
年齢にかかわらず、誰もが安心して自立した生活を維持できるよう健康づくりと介護予防の取組が充実し、誰もが地域やさまざまな場・機会で役割を担い、活躍できるまちをつくる
- ・ **国籍等にかかわらず誰もが暮らしやすいまちづくり**
外国人の転入増加を見据え、国籍等にかかわらず誰もが暮らしやすいまちをつくる

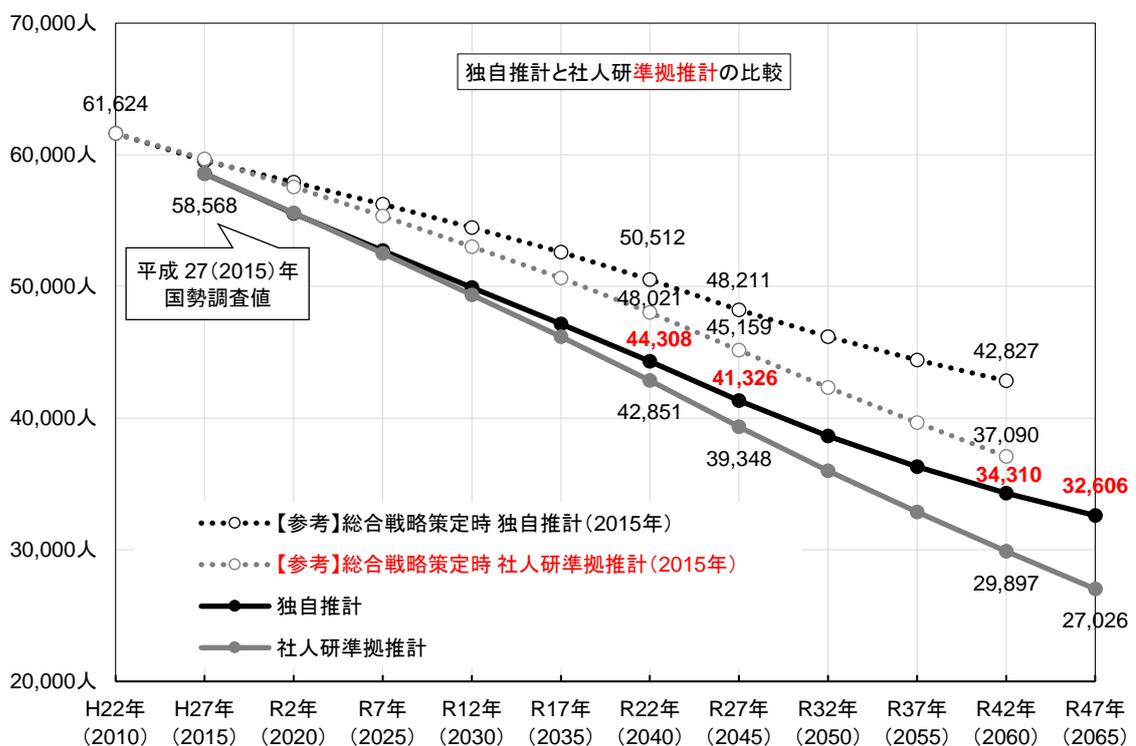
※人口ビジョンの詳細は「(仮称)南魚沼市まち・ひと・しごと・創生人口ビジョン 2020」(令和3(2021)年3月改訂)参照

(2) 人口の将来展望

〈目指す将来の人口規模〉

- ・「将来の方向性」の実現に向けた取組を推進することにより、令和 47（2065）年の総人口 33,000 人を目指す
- ・そのための中間目標として、令和 7（2025）年の総人口 53,000 人、令和 27（2045）年の総人口 42,000 人を目指す

目指す将来の人口規模を求めるために、独自推計と社人研**準拠推計**について、平成 27（2015）年度総合戦略策定時の推計結果と合わせて以下に示します。



独自推計による令和 27（2045）年の総人口は 41,326 人、令和 47（2065）年の総人口は 32,606 人となっています。また、平成 27（2015）年の国勢調査値と比較すると、令和 27（2045）年は 29.4%、令和 47（2065）年は 44.3%の減少となっています。

独自推計を社人研準拠推計と比較すると、令和 27（2045）年時点で 1,978 人、令和 47（2065）年時点で 5,580 人多くなっています。また、総合戦略策定時の独自推計（平成 27（2015）年）と比較すると、令和 27（2045）年時点で 6,885 人、令和 42（2060）年時点で 8,517 人下回っています。

4 各分野の課題と方向性

市民の意識、総合戦略による取組状況、人口ビジョンの見直しなどを踏まえ、本計画の政策大綱の各分野における主な課題と施策の方向性を以下に示します。

(1) 保健・医療・福祉

人口減少・超高齢社会^{*}の進行に加え、地域の産業構造や地域コミュニティの位置づけの変化、市民のライフスタイルの多様化など、市民の暮らしの基盤の変化が進んでいます。特に、人口減少と高齢化は地域の社会保障に大きく影響し、従来の社会保障では十分な対応が難しい課題が生じるなど、保健・医療・福祉を取り巻く環境は大きく変わっています。また、**世界的な感染症の拡大など、これまでにない規模と緊急性への対応**が求められる事象への備えが必要となっています。

地域完結型医療体制の充実や医療機関・社会福祉協議会等との連携の強化を図るとともに、緊急時における体制の確保、地域全体で支えあう環境づくりと市民主体の活動の支援に努め、すべての市民が生涯現役で健康にいきいきと自立して暮らし、活躍できる体制づくり、さまざまな状況に迅速に対応できる体制づくりを推進する必要があります。

(2) 教育・文化

子ども達を取り巻く状況は大きく変化しており、新しい学びの環境整備に向けた取組や、国際化や情報化など新しい視点を踏まえた教育の推進とともに、いじめや不登校の発生、地域のつながりの希薄化、貧困の連鎖など、子ども達の生活と直結したさまざまな課題への対応が求められています。

学校、家庭、地域、行政が互いに連携して支えあい、地域社会全体で子どもを見守り育てる充実した教育環境づくりを推進する必要があります。また、**社会情勢の急変や災害時などにおいても学びを保障する環境整備と仕組みづくり**が必要です。

地域での暮らしを維持し、より暮らしやすい環境をつくるために、市民と行政の協働による地域づくりの必要性が増しています。地域への愛着と誇りをはぐくむとともに、生涯にわたって学び、その経験を生活や地域での活動に活かせる体制づくりが課題となっています。

歴史・文化・伝統・芸術・スポーツなど、年齢にかかわらず誰もが生涯にわたって学び、その経験を活かせる環境の充実によって、市民の心身の健康の保持増進を図るとともに、市民の学びを地域の持続的発展につなげる体制づくりを推進する必要があります。

(3) 環境共生

豊かな緑や清らかな水と空気に富んだ自然の恩恵を地域の暮らしに活かしながら、次代に継承することが課題となっています。また、生活ごみや二酸化炭素排出量の削減など、暮らしに身近な環境課題は、すべて地球規模で取り組むべき課題とつながっており、市民一人ひとりの、国際社会の一員としての自覚や環境への認識の醸成、環境負荷の少ない生活の促進が求められています。

ごみの減量化や再資源化、省エネルギーの推進や新エネルギーの導入、バイオマス利活用など、持続可能な循環型社会の構築のための積極的な取組とともに、市民の環境意識を高め、関連する知識や情報の共有を進める必要があります。

(4) 都市基盤

市民が等しく利便性や快適性を享受できるよう、道路、河川、公園、住宅、上下水道、公共交通など、これまでさまざまな都市基盤の整備に取り組んできました。しかし、これらの施設の中には、整備からの時間を経て老朽化が著しいもの、耐震化など安全性の確保が不十分なもの、現在の市民ニーズに合わなくなったものなどが見られ、早急な対応が求められています。

人口減少により、財政状況が今後さらに厳しくなることが予想される中、市民の安全・安心の確保を最優先に、市民ニーズや環境への負荷などを十分考慮し、住みたい・住み続けたいまちを支える土地利用や都市基盤整備を計画的に進める必要があります。

(5) 産業振興

高いブランド力を誇る「南魚沼産コシヒカリ」をはじめ、豊かな農作物を産する農業や林業、高速交通網の利便性を活かした商工業、豊かな自然や歴史・文化的資源を活かした観光業などが発達してきました。しかし、人口減少による消費規模の縮小、経営者の高齢化や後継者不足、労働人口の減少、多様化するニーズ、災害等の地域経済への影響が危惧されています。このような影響は人口減少を加速させると考えられ、特に若い世代の雇用や安心して働ける労働環境の維持が課題となっています。

地域資源を活かした新たな産業の育成や誘致、市内企業の経営基盤や異業種間連携の強化、**中小企業などに対する経営相談や支援体制の充実**、起業・創業の促進、雇用や労働環境の「質」の充実などの産業振興により、新たな雇用の創出や安定した労働環境の確保を図るとともに、若い世代を中心とした人材の市内定着や市内への回帰、さらに都市圏や外国からの人材の転入を促す必要があります。

(6) 行財政改革・市民参画

人口減少が進行する一方で、行政に求められる役割はさらに多様化・複雑化し、行政が主となって行うこれまでの方法では対応が難しい課題が生じています。そのような中、人口減少への対応を早急に推進するとともに、厳しい財政状況の中で効果的かつ効率的にまちづくりを推進するため、組織機構や事業の見直し、民間活力の積極的な活用、公共施設の適正管理などによる戦略的な行財政運営と、自治体間の広域的な連携の活用が求められています。

人口減少への総合的な対応とともに、行政区や地域づくり協議会など、「地域の問題や課題を自分達で考えよう・解決しよう」とするさまざまな「市民力」がより発揮できる体制の充実を図り、南魚沼市が誇る豊かな自然、人材、産業や情報など、あらゆる資源をつなぐことで、**市民が地域で安全・安心に暮らし続けられる**地方創生を強力に推進する必要があります。

※超高齢社会：一般的に高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）が7%を超えた社会を高齢化社会、14%を超えた社会を高齢社会、21%を超えた社会を超高齢社会と分類される。平成27（2015）年国勢調査によると、本市における高齢化率は約29%となっている

第Ⅱ編 基本計画

施策体系と戦略プロジェクトの位置づけ



本計画では、第2期総合戦略の役割を「戦略プロジェクト」として基本計画に組み込んでいます。「戦略プロジェクト」は、政策大綱ごとに構成される施策を分野横断的に捉えることで、4つのプロジェクトとして構成しています。

政策大綱ごとの施策体系と「戦略プロジェクト」の位置づけを以下に示します。

基本計画				
施策				
1-1	[1] 市民参加による健康づくりの環境整備	[2] 妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援	[3] 生活習慣病の発症予防、重症化予防	[4] 地域社会が連携したこころの健康づくり
1-2	[1] 地域医療体制の充実	[2] 持続可能な市立病院の運営	[3] 予防医療・在宅医療の推進	
1-3	[1] 地域で子育てを支える環境の充実	[2] 保育サービスの充実	[3] 放課後児童の健全育成の推進	[4] 子育て家庭への支援の充実
1-4	[1] 相互理解と共に支えあう社会の推進	[2] 自立支援と社会参加の促進	[3] 障がい児支援の充実	
1-5	[1] 介護予防の充実	[2] 安心して利用できる介護サービスの充実	[3] 高齢者の社会参加と自立支援	[4] 共に支えあう環境づくり
1-6	[1] 市民主体の地域活動への支援	[2] 地域福祉の推進	[3] 生活困窮者への支援	
2-1	[1] 学ぶ意欲を高め、豊かな学力を育成する教育の推進	[2] 幼児教育と小学校の接続がケルムの円滑な推進	[3] いじめや不登校対策の推進	[4] ICTを活用した教育の推進
2-2	[1] 生涯学習機会の充実	[2] 生涯学習施設の充実		
2-3	[1] 地域文化活動の促進	[2] 地域文化・伝統の継承と活用	[3] 文化財の保護と活用	
2-4	[1] 体育施設などの利便性向上による生涯スポーツの推進	[2] 総合型地域スポーツクラブの充実	[3] 官民連携によるスポーツ支援体制の整備	
2-5	[1] 家庭の教育力向上の推進	[2] 青少年の健全育成の推進	[3] 地域で子どもの成長を支える取組の推進	
2-6	[1] 不登校などの子どもへの支援の充実	[2] ニートやひきこもり、不登校などの若者の自立に向けた支援の充実		
2-7	[1] 野外・環境教育の推進	[2] 連携活動の支援・推進		
3-1	[1] 自然環境の保全			
3-2	[1] 循環型社会のための体制の確立	[2] ごみ減量化とリサイクルの推進	[3] 効率的なごみ処理体制の推進	
3-3	[1] 省エネルギーの推進	[2] 新エネルギーの活用	[3] バイオマス利活用の推進	
3-4	[1] 安全な生活環境の向上	[2] 地盤沈下対策の継続・強化		
4-1	[1] 都市計画の推進	[2] 国土調査の推進	[3] 都市公園の活用と充実	[4] まちなみ景観の形成
4-2	[1] 公共交通体系の確保・維持	[2] 円滑な道路網の整備	[3] 災害や雪に強い道づくり	[4] 道路施設の計画的な修繕
4-3	[1] 住みやすい住環境の提供	[2] 雪への対処機能強化	[3] 空き家等の活用促進	
4-4	[1] 安定した持続可能な水道事業の推進	[2] 豊かな水環境をはぐくむ汚水処理の推進		
5-1	[1] 農地集積の推進	[2] 特産品の販売促進と6次産業化の支援	[3] 畜産業と水産業の支援	[4] 農業基盤の整備
5-2	[1] 森林資源の活用と林業基盤の整備	[2] 林地の保全と機能誘導	[3] 治山事業の推進	[4] 森林環境贈与税を活用した林業の振興
5-3	[1] 地域資源を活かした四季観光の推進	[2] 国際観光の推進	[3] 情報発信の強化	[4] コンテンツ・ツーリズムの推進
5-4	[1] 商工業の活性化	[2] 産業の育成支援	[3] 産官学金連携による産業支援	
5-5	[1] 職業能力の向上と雇用の場の確保	[2] 若者やUIターン就職希望者支援	[3] 若者・女性への就職支援	
6-1	[1] 効率的・効果的な行財政運営	[2] 行政評価の活用	[3] 職員の資質向上	[4] 民間活力との協働
6-2	[1] 市民と行政の協働によるまちづくりのための体制確保	[2] 市民が自ら考え実践する地域づくり活動の充実	[3] 市民による幅広いボランティア活動の推進	
6-3	[1] 防災体制の強化	[2] 防犯、消防・救急体制の強化	[3] 避難所等の整備推進	[4] 砂防施設整備の促進
6-4	[1] 行政システムの高度化と市民サービスの向上	[2] 「探しやすい」「利用しやすい」市ウェブサイトの充実	[3] 多様化する情報発信ツールの有効利用	
6-5	[1] 地域間交流の推進	[2] 広域連携の推進	[3] 都市間連携の推進	[4] 国際化の推進
6-6	[1] 人権尊重のまちづくりの推進	[2] 男女共同のまちづくりの推進		
6-7	[1] 交流機会の拡大と関係人口の創出	[2] 移住・定住の促進	[3] 誰もが居場所と役割を持つコミュニティづくりの推進	[4] 官民連携による取組の推進

「戦略プロジェクト」は、4つの基本目標と、その実現のための17の基本プロジェクトで構成されます。17の基本プロジェクトごとに取り組む具体的な施策は、総合計画の33の基本施策から関連する施策を分野横断的に抜き出したうえで、4つの政策分野ごとにひとまとまりにし、プロジェクトと位置づけています。

17の基本プロジェクトと33の基本施策の対応関係を以下に示します。

総合計画	戦略プロジェクト	Ⅰ 産業振興・働きやすいまちプロジェクト				Ⅱ 移住定住・ひとの流れをつくるプロジェクト			Ⅲ 子ども・子育て応援プロジェクト				Ⅳ 全員活躍のまちプロジェクト					
		1 商工業の振興と起業・創業の支援	2 南魚沼産コシヒカリを核とした農業の振興	3 自然環境や地域特性を活用した産業の振興	4 若者・女性への就職の支援	1 「選ばれる」ための総合的な移住・定住の促進	2 交流人口・関係人口の創出・拡大	3 地域資源を活用した質の高い観光交流の推進	1 好嫁・出産・子育ての切れ目のない支援の充実	2 「南魚沼らしい」教育環境の充実	3 結婚の希望をかなえる支援	4 仕事・子育て両立の支援	1 療・福祉の充実	2 生涯学習・文化活動の充実による学びの振興	3 持続可能な循環型社会の推進	4 暮らしを支える社会基盤の整備	5 協働のまちづくりの推進	6 効率的な都市経営の推進
	17の基本プロジェクト 33の基本施策																	
保健・医療・福祉	1-1 ことごとからだの健康づくりの推進								●				●					
	1-2 地域完結型保健医療体制の充実			●								●						
	1-3 子育て環境の充実								●									
	1-4 障がい者福祉の充実											●						
	1-5 高齢者福祉・介護の充実											●						
	1-6 地域で支えあう福祉の充実											●						
教育・文化	2-1 学校教育の充実					●				●								
	2-2 生涯学習の充実												●					
	2-3 地域文化の振興												●					
	2-4 生涯スポーツの推進							●				●						
	2-5 地域・家庭教育の充実								●									
	2-6 子ども・若者やその家族への支援の充実									●								
	2-7 地域に根ざした野外・環境教育の推進									●								
環境共生	3-1 自然環境の保全			●														
	3-2 循環型社会の推進													●				
	3-3 省エネルギーの推進と新エネルギーへの転換			●										●				
	3-4 生活環境の向上													●				
都市基盤	4-1 計画的な土地利用の推進														●			
	4-2 ひとにやさしいまちづくり			●											●			
	4-3 住環境の整備					●												
	4-4 上下水道の整備														●			
産業振興	5-1 農業の振興	●	●															
	5-2 林業の新興			●														
	5-3 観光の振興							●										
	5-4 商工業の振興	●		●														
	5-5 雇用の促進	●		●	●						●	●						
行財政改革・市民参画	6-1 行財政運営の効率化																	●
	6-2 協働のまちづくり																●	●
	6-3 災害に強い安全と安心のまちづくり														●			
	6-4 情報化の推進					●												
	6-5 交流の推進と国際化					●	●											●
	6-6 共感と共生のまちづくり											●						
	6-7 総合的な人口減少対策の推進					●	●					●					●	

SDGs 達成に向けた取組の推進

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、国際社会全体の令和 12（2030）年までの持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals エス ディ ジーズ）が採択されました。これを受けて国は SDGs 推進本部を設置し、実施指針を決定するとともに、令和元（2019）年 12 月に閣議決定した「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、地方創生の一層の推進のためには、地方公共団体においても SDGs 達成のための積極的な取組が不可欠であるとしています。

本計画の推進は、SDGs 達成に向けた取組と密接につながると考えられることから、本計画の施策体系と SDGs の以下 17 の国際目標との対応を整理し、本計画を取りまとめることとします。



SDGsにおける 17 の開発目標

1-1 ところからだの健康づくりの推進

1 健康づくりの推進
2 健康づくりの推進
3 SDG11 持続可能な都市づくり
4 健康づくりの推進
5 ジェンダー平等の推進
8 健康づくりの推進

1-2 地域完結型保健医療体制の充実

3 SDG11 持続可能な都市づくり

1-3 子育て環境の充実

1 健康づくりの推進
2 健康づくりの推進
3 SDG11 持続可能な都市づくり
5 ジェンダー平等の推進
8 健康づくりの推進
10 人権の尊重
11 住み続けられるまちづくり
16 平和と公正

1-4 障がい者福祉の充実

1 健康づくりの推進
2 健康づくりの推進
3 SDG11 持続可能な都市づくり
4 健康づくりの推進
8 健康づくりの推進
10 人権の尊重
11 住み続けられるまちづくり
16 平和と公正

1-5 高齢者福祉・介護の充実

1 健康づくりの推進
2 健康づくりの推進
3 SDG11 持続可能な都市づくり
4 健康づくりの推進
8 健康づくりの推進
10 人権の尊重
11 住み続けられるまちづくり
16 平和と公正

1-6 地域で支えあう福祉の充実

1 健康づくりの推進
2 健康づくりの推進
3 SDG11 持続可能な都市づくり
10 人権の尊重
11 住み続けられるまちづくり

2-1 学校教育の充実

1 健康づくりの推進
2 健康づくりの推進
3 SDG11 持続可能な都市づくり
4 健康づくりの推進
5 ジェンダー平等の推進
12 つくば未来
13 気候変動に具体的な対策を
14 海の豊かさを守ろう
15 陸の豊かさを守ろう
16 平和と公正

2-2 生涯学習の充実

3 SDG11 持続可能な都市づくり
4 健康づくりの推進
5 ジェンダー平等の推進
12 つくば未来
13 気候変動に具体的な対策を
14 海の豊かさを守ろう
15 陸の豊かさを守ろう
16 平和と公正

2-3 地域文化の振興

4 健康づくりの推進
11 住み続けられるまちづくり

2-4 生涯スポーツの推進

3 SDG11 持続可能な都市づくり

2-5 地域・家庭教育の充実

1 健康づくりの推進
3 SDG11 持続可能な都市づくり
4 健康づくりの推進
5 ジェンダー平等の推進
10 人権の尊重
16 平和と公正

2-6 子ども・若者やその家族への支援の充実

1 健康づくりの推進
2 健康づくりの推進
3 SDG11 持続可能な都市づくり
4 健康づくりの推進
8 健康づくりの推進
10 人権の尊重

2-7 地域に根ざした野外・環境教育の推進

4 健康づくりの推進
11 住み続けられるまちづくり
12 つくば未来
13 気候変動に具体的な対策を
14 海の豊かさを守ろう
15 陸の豊かさを守ろう

3-1 自然環境の保全

3 SDG11 持続可能な都市づくり
6 気候変動に具体的な対策を
11 住み続けられるまちづくり
12 つくば未来
13 気候変動に具体的な対策を
14 海の豊かさを守ろう
15 陸の豊かさを守ろう

3-2 循環型社会の推進

6 気候変動に具体的な対策を
7 エネルギーと気候変動
11 住み続けられるまちづくり
12 つくば未来
13 気候変動に具体的な対策を
14 海の豊かさを守ろう
15 陸の豊かさを守ろう

3-3 省エネルギーの推進と新エネルギーへの転換

7 エネルギーと気候変動
11 住み続けられるまちづくり
12 つくば未来
13 気候変動に具体的な対策を

3-4 生活環境の向上

3 SDG11 持続可能な都市づくり
6 気候変動に具体的な対策を
11 住み続けられるまちづくり
12 つくば未来

4-1 計画的な土地利用の推進

1 健康づくりの推進
9 気候変動に具体的な対策を
11 住み続けられるまちづくり
15 陸の豊かさを守ろう

4-2 ひとにやさしいまちづくり

1 健康づくりの推進
3 SDG11 持続可能な都市づくり
9 気候変動に具体的な対策を
11 住み続けられるまちづくり

4-3 住環境の整備

1 健康づくりの推進
6 気候変動に具体的な対策を
11 住み続けられるまちづくり

4-4 上下水道の整備

1 健康づくりの推進
3 SDG11 持続可能な都市づくり
6 気候変動に具体的な対策を
11 住み続けられるまちづくり

5-1 農業の振興

2 健康づくりの推進
9 気候変動に具体的な対策を
8 健康づくりの推進
9 気候変動に具体的な対策を
15 陸の豊かさを守ろう

5-2 林業の新興

2 健康づくりの推進
9 気候変動に具体的な対策を
8 健康づくりの推進
9 気候変動に具体的な対策を
15 陸の豊かさを守ろう

5-3 観光の振興

5 ジェンダー平等の推進
8 健康づくりの推進
9 気候変動に具体的な対策を
12 つくば未来

5-4 商工業の振興

5 ジェンダー平等の推進
7 エネルギーと気候変動
8 健康づくりの推進
9 気候変動に具体的な対策を
12 つくば未来

5-5 雇用の促進

4 健康づくりの推進
5 ジェンダー平等の推進
8 健康づくりの推進
9 気候変動に具体的な対策を

6-1 行財政運営の効率化

11 住み続けられるまちづくり
16 平和と公正

6-2 協働のまちづくり

3 SDG11 持続可能な都市づくり
5 ジェンダー平等の推進
16 平和と公正
17 パートナーシップで目標を達成しよう

6-3 災害に強い安全と安心のまちづくり

1 健康づくりの推進
5 ジェンダー平等の推進
6 気候変動に具体的な対策を
11 住み続けられるまちづくり
13 気候変動に具体的な対策を
16 平和と公正

6-4 情報化の推進

4 健康づくりの推進
9 気候変動に具体的な対策を

6-5 交流の推進と国際化

4 健康づくりの推進
10 人権の尊重

6-6 共感と共生のまちづくり

1 健康づくりの推進
2 健康づくりの推進
4 健康づくりの推進
5 ジェンダー平等の推進
8 健康づくりの推進
10 人権の尊重
11 住み続けられるまちづくり
16 平和と公正

6-7 総合的な人口減少対策の推進

8 健康づくりの推進
10 人権の尊重
11 住み続けられるまちづくり

※17の国際目標のうち、特に関連が強いと考えられるものを表示

計画の推進体制

(1) 数値目標・重要業績評価指標（KPI※）・達成目標の設定

「戦略プロジェクト」では、4つの基本目標に基づくプロジェクトごとに、**目標年次（5年後）**の数値目標を設定します。また、進捗状況を検証するため、17の基本プロジェクトに基づく具体的な施策ごとに、重要業績評価指標（KPI）を設定します。

本計画の33の基本施策ごとの達成目標（指標）は、前期基本計画の達成目標の見直しを踏まえるとともに、「戦略プロジェクト」における重要業績評価指標（KPI）を組み込んだものとして設定します。

(2) PDCAサイクルによる継続的な見直し体制の確立

本計画を着実に推進するために、計画（Plan）—実行（Do）—評価（Check）—改善（Action）のPDCAサイクルによる取組の検証や必要に応じた計画の見直しが重要です。

取組結果の検証や計画の見直しにおいては、政策大綱の6分野の有識者などで組織する「南魚沼市総合計画審議会」や、市民並びに産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、医療機関、労働団体及びメディア（産官学金医労言）の有識者で組織する「南魚沼市まち・ひと・しごと創生推進会議」など、広く関係者からの意見を得ることとします。



※KPIとは、Key Performance Indicatorの略称で、施策ごとの進捗状況を計測・評価する指標のこと

戦略プロジェクト

I 産業振興・働きやすいまちプロジェクト

プロジェクトの基本目標

稼ぐ力を「つくり」「高め」、安心して働けるまちにする

プロジェクトの基本方針

- ◆ 地域特性を活かした産業の活性化や新たな技術の導入、生産性の向上、企業の立地・集積の促進によって、「稼ぐ力」の創出・強化と地域ブランド力の向上を図ります。
- ◆ 魅力ある安定した雇用の場の創出・拡大と、働きやすい環境づくりを推進し、南魚沼市内での就労の促進と、地域産業を担う人材の確保や定着を図ります。
- ◆ 雇用や就労に関する男女間の格差を是正するとともに、性別による役割分担意識の解消と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図り、市民一人ひとりが持つ能力を発揮し、安心して働き続けられる雇用環境づくりを推進します。

プロジェクトの数値目標

	現状値（基準年）	令和7年度目標
人口に占める 市内事業所従業者数の割合	46.4%（H28）	50%
南魚沼管内の 正社員就職数の割合	73%（R1）	74%
一人当たり課税対象所得	1,142,990円（R1） [参考値：R1 県内平均 1,181,000円]	県内平均以上

基本プロジェクト・施策

基本プロジェクト I-1 商工業の振興と起業・創業の支援

基本プロジェクトの施策	対応する総合計画の施策
①地域の「稼ぐ力」を強化し、地域産業の持続的な発展と安定した雇用を創出する	5-1 農業の振興 [2]特産品の販売促進と6次産業化の支援 5-4 商工業の振興 [1]商工業の活性化 [2]産業の育成支援 [3]産官学金連携による産業支援
②起業・創業の「種」を見出し、育てる	5-4 商工業の振興 [1]商工業の活性化 [3]産官学金連携による産業支援
③地域産業を担う人材を確保・育成する	5-5 雇用の促進 [1]職業能力の向上と雇用の場の確保 [2]若者やU I J ターン就職希望者支援 [3]若者・女性への就職支援

基本プロジェクト I-2 南魚沼産コシヒカリを核とした農業の振興

基本プロジェクトの施策	対応する総合計画の施策
①農産物の「南魚沼ブランド力」向上で、農業の産業力を強化する	5-1 農業の振興 [1]農地集積化の推進 [2]特産品の販売促進と6次産業化の支援 [3]畜産業と水産業の支援 [4]農業基盤の整備 [5]農業の担い手育成支援 [6]農業の多面的機能発揮の促進 [8]鳥獣被害防止対策の推進
②次代の農業を担う人材を育て、新規就農を促進する	5-1 農業の振興 [5]農業の担い手育成支援

基本プロジェクト I-3 自然環境や地域特性を活用した産業の振興	
基本プロジェクトの施策	対応する総合計画の施策
①森林資源を保全し、利用促進を図る	5-2 林業の振興 [1]森林資源の活用と林業基盤の整備
②カーボンオフセット制度の活用で地域の自然環境を保全する	3-1 自然環境の保全 [1]自然環境の保全
③雪資源や自然環境を活用した産業を育てる	3-3 省エネルギーの推進と新エネルギーへの転換 [2]新エネルギーの活用 5-4 商工業の振興 [1]商工業の活性化
④医療の拠点性を活かした産業の活性化を図る	1-2 地域完結型保健医療体制の充実 [1]地域医療体制の充実 4-2 ひとにやさしいまちづくり [1]公共交通体系の確保・維持 5-5 雇用の促進 [3]若者・女性への就職支援
基本プロジェクト I-4 若者・女性への就職の支援	
基本プロジェクトの施策	対応する総合計画の施策
①「働きたい」希望を実現し、安心して働き続けられる雇用環境をつくる	5-5 雇用の促進 [1]職業能力の向上と雇用の場の確保 [2]若者やU I J ターン就職希望者支援 [3]若者・女性への就職支援

Ⅱ 移住定住・ひとの流れをつくるプロジェクト

プロジェクトの基本目標

地域資源を活用したつながりを築き、新しいひとの流れをつくる

プロジェクトの基本方針

- ◆ 住環境の整備や空き家等の活用、ICT 環境の充実によって、暮らしやすさや生活の質向上を目指し、市民が「ここに住み続けたい」と思えるまち、「帰ってきたい」と思えるふるさとづくりを推進します。
- ◆ 市外から訪れる人々が地域のさまざまな活動の担い手としてかかわりやすい環境をつくり、地域での人材の確保と、将来的な移住を決めるきっかけとなる機会の提供に努めます。
- ◆ 観光だけでなく、さまざまな形で南魚沼市と継続的につながる人々や企業との関係づくりを促進し、ひとや資金の流れの創出・拡大を図ります。
- ◆ 自然環境や地域資源をはじめとした南魚沼市の魅力について積極的な情報発信を図り、移住希望者から「選ばれる」まちを目指します。
- ◆ 市民の誇りである豊かな自然、保健・医療、教育・文化やスポーツの環境、地理的特性など、さまざまな地域資源を活用した観光交流を推進します。

プロジェクトの数値目標

	現状値（基準年）	令和7年度目標
転入者数	1,594人（R1）	1,594人
転出者数	1,951人（R1）	1,841人

基本プロジェクト・施策

基本プロジェクトⅡ-1 「選ばれる」ための総合的な移住・定住の促進

基本プロジェクトの施策	対応する総合計画の施策
①「住みたい」「住み続けたい」を実現するまちをつくる	4-3 住環境の整備 [3]空き家等の活用促進 6-5 交流の推進と国際化 [2]広域連携の推進 6-7 総合的な人口減少対策の推進 [2]移住・定住の促進
②多様な暮らし方・働き方に対応できる ICT 環境を整備する	2-1 学校教育の充実 [4]ICTを活用した教育の推進 6-4 情報化の推進 [1]行政システムの高度化と市民サービスの向上

基本プロジェクトⅡ-2 交流人口・関係人口の創出・拡大

基本プロジェクトの施策	対応する総合計画の施策
①国内外の交流を推進する	6-5 交流の推進と国際化 [3]都市間連携の推進 [4]国際化の推進 [5]次代を担う子ども達の国際理解教育の推進
②南魚沼市とかかわりを持つひととの交流・絆を深める	6-7 総合的な人口減少対策の推進 [1]交流機会の拡大と関係人口の創出
③ふるさと納税等を通じて南魚沼市を応援するひとや企業の拡大を図る	6-7 総合的な人口減少対策の推進 [1]交流機会の拡大と関係人口の創出 [4]官民連携による取組の推進

基本プロジェクトⅡ-3 地域資源を活用した質の高い観光交流の推進

基本プロジェクトの施策	対応する総合計画の施策
①地域資源の「南魚沼ブランド」化による観光交流を推進する	5-3 観光の振興 [1]地域資源を活かした四季観光の推進 [2]国際観光の推進 [4]コンテンツ・ツーリズムの推進 [5]食によるまちおこしの推進
②観光交流拠点の機能強化と情報発信の充実を図る	5-3 観光の振興 [2]国際観光の推進 [3]情報発信の強化
③自然環境や地域特性を活かしたスポーツ・ツーリズムを推進する	2-4 生涯スポーツの推進 [2]総合型地域スポーツクラブの充実 [3]官民連携によるスポーツ支援体制の整備

Ⅲ 子ども・子育て応援プロジェクト

プロジェクトの基本目標

結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境をつくる

プロジェクトの基本方針

- ◆ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援と、子どもの成長段階や状況に応じた保育・教育の環境づくりを推進します。
- ◆ 子どもが安心して「遊べる空間」、「学べる環境」、「帰れる家庭」など、子どもの安心確保に努めます。
- ◆ 学校・家庭・地域が一体となり、子育てを社会全体で支えるネットワークの構築を促進します。
- ◆ 子育て家庭の経済的負担の軽減や相談・支援体制の充実などによるサービスの向上を図り、子育てがしやすい地域、楽しく子育てができる地域を目指します。
- ◆ 若い世代が安心して働き、仕事と生活の調和をとりながら、それぞれが希望する結婚・出産・子育てが実現できる環境づくりを推進します。

プロジェクトの数値目標

	現状値（基準年）	令和7年度目標
合計特殊出生率	1.43（H30）	1.60
出生数	347人（R1）	398人

基本プロジェクト・施策

基本プロジェクトⅢ-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実

基本プロジェクトの施策	対応する総合計画の施策
①地域社会の連携により子どもを産み・育てやすい環境をつくる	1-1 ころとからだの健康づくりの推進 [2]妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援 1-3 子育て環境の充実 [1]地域で子育てを支える環境の充実 [2]保育サービスの充実 [4]子育て家庭への支援の充実 2-5 地域・家庭教育の充実 [1]家庭の教育力向上の推進
②放課後保育の充実により、子ども達の多様な体験と活動を促す	1-3 子育て環境の充実 [3]放課後児童の健全育成の推進

基本プロジェクトⅢ-2 「南魚沼らしい」教育環境の充実

基本プロジェクトの施策	対応する総合計画の施策
①地域の特色を活かした「南魚沼らしい」教育環境を充実させる	2-1 学校教育の充実 [1]学ぶ意欲を高め、確かな学力を育成する教育の推進 [2]幼児教育と小学校の接続カリキュラムの円滑な推進 [3]いじめや不登校対策の推進 [4]ICTを活用した教育の推進 [5]学校教育施設の整備 [6]小・中学校の連携強化 2-6 子ども・若者やその家族への支援の充実 [1]不登校などの子どもへの支援の充実 [2]ニートやひきこもり、不登校などの若者の自立に向けた支援の充実 2-7 地域に根ざした野外・環境教育の推進 [1]野外・環境教育の推進

基本プロジェクトⅢ-3 結婚の希望をかなえる支援

基本プロジェクトの施策	対応する総合計画の施策
①若い世代の「婚活」を支援する	5-5 雇用の促進 [1]職業能力の向上と雇用の場の確保 [3]若者・女性への就職支援 6-7 総合的な人口減少対策の推進 [1]交流機会の拡大と関係人口の創出

基本プロジェクトⅢ-4 仕事・子育て両立の支援

基本プロジェクトの施策	対応する総合計画の施策
①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図る	5-5 雇用の促進 [1]職業能力の向上と雇用の場の確保 6-6 共感と共生のまちづくり [2]男女共同のまちづくりの推進

Ⅳ 全員活躍のまちプロジェクト

プロジェクトの基本目標

市民みんなの活躍で、安心して暮らし続けられる魅力的な地域をつくる

プロジェクトの基本方針

- ◆ すべての市民が生涯にわたって自分らしくいきいきと活躍できるよう、健康寿命の延伸を目指した健康・医療・福祉の充実を図るとともに、学びの機会の確保・充実を図り、生きがいづくりや生涯学習活動を促進します。
- ◆ 市民の暮らしや、安全・安心な住みやすい地域を支える社会基盤を整備します。
- ◆ 市民、事業者、行政が一体となって、地域と地球の環境に配慮した持続可能な社会づくりを目指します。
- ◆ 地域間のさまざまな連携による相互補完や、市民、各種活動団体、企業と行政との協働により、効率的で持続可能な都市経営を推進します。

プロジェクトの数値目標

	現状値（基準年）	令和7年度目標
「南魚沼市は暮らしやすい」と思う市民の割合	56.6%※1 (R1)	60%
「南魚沼市に住み続けたい」と思う市民の割合	54.0%※2 (R1)	60%

※1 令和元年7月に実施した市民2,500人を対象とした「まちづくりに関するアンケート調査」で「南魚沼市は暮らしやすいと思いますか。」という設問に「暮らしやすい」「どちらかといえば暮らしやすい」と回答した人の割合

※2 「まちづくりに関するアンケート調査」で「南魚沼市に住み続けたいと思いますか。」という設問に「住み続けたい」と回答した人の割合

基本プロジェクト・施策

基本プロジェクトIV-1 生涯にわたる健康・医療・福祉の充実

基本プロジェクトの施策	対応する総合計画の施策
①市民の健康づくりを支援する	1-1 ことごとからだの健康づくりの推進 [1]市民参加による健康づくりの環境整備 [3]生活習慣病の発症予防、重症化予防 2-4 生涯スポーツの推進 [1]体育施設などの利便性向上による生涯スポーツの推進 [2]総合型地域スポーツクラブの充実
②利便性の高い地域医療連携を強化する	1-2 地域完結型保健医療体制の充実 [1]地域医療体制の充実 [2]持続可能な市立病院の運営
③少子高齢化の進行に対応した高齢者・障がい者・地域福祉の充実を図る	1-4 障がい者福祉の充実 [2]自立支援と社会参加の促進 1-5 高齢者福祉・介護の充実 [3]高齢者の社会参加と自立支援 1-6 地域で支えあう福祉の充実 [1]市民主体の地域活動への支援

基本プロジェクトIV-2 生涯学習・文化活動の充実による「学びの循環社会」の創造

基本プロジェクトの施策	対応する総合計画の施策
①ひとが集う図書館・生涯学習推進センター・公民館の連携を強化する	2-2 生涯学習の充実 [1]生涯学習機会の充実 [2]生涯学習施設の充実
②地域文化を地域の誇りとして学び、保存・活用する	2-3 地域文化の振興 [1]地域文化活動の促進 [2]地域文化・伝統の継承と活用

基本プロジェクトIV-3 持続可能な循環型社会の推進

基本プロジェクトの施策	対応する総合計画の施策
①ごみを減らす	3-2 循環型社会の推進 [2]ごみ減量化とリサイクルの推進 [3]効率的なごみ処理体制の推進
②省エネルギーの推進と新エネルギーの活用を図る	3-3 省エネルギーの推進と新エネルギーへの転換 [2]新エネルギーの活用 [3]バイオマス利活用の推進 3-4 生活環境の向上 [2]地盤沈下対策の継続・強化

基本プロジェクトIV-4 暮らしを支える社会基盤の整備	
基本プロジェクトの施策	対応する総合計画の施策
①計画的な土地利用で暮らしやすい都市をつくる	4-1 計画的な土地利用の推進 [1]都市計画の推進 [2]国土調査の推進
②公共交通の利便性を高める	4-2 ひとにやさしいまちづくり [1]公共交通体系の確保・維持
③ひとにやさしい道路をつくる	4-2 ひとにやさしいまちづくり [2]円滑な道路網の整備 [3]災害や雪に強い道づくり
④安全・安心なまちをつくる	4-4 上下水道の整備 [1]安定した持続可能な水道事業の推進 [2]豊かな水環境をはぐくむ污水处理の推進 6-3 災害に強い安全と安心のまちづくり [1]防災体制の強化 [2]防犯、消防・救急体制の強化 [3]避難所等の整備推進

基本プロジェクトIV-5 協働のまちづくりの推進	
基本プロジェクトの施策	対応する総合計画の施策
①市民との協働によるまちづくりを推進する	6-2 協働のまちづくり [1]市民と行政の協働によるまちづくりのための体制確保 [2]市民が自ら考え実践する地域づくり活動の充実 [3]市民による幅広いボランティア活動の推進 6-7 総合的な人口減少対策の推進 [3]誰もが居場所と役割を持つコミュニティづくりの推進

基本プロジェクトIV-6 効率的な都市経営の推進	
基本プロジェクトの施策	対応する総合計画の施策
①地域間連携を推進する	6-5 交流の推進と国際化 [2]広域連携の推進
②公共施設の効果的・効率的運営と拠点機能の集約・強化を推進する	6-1 行財政運営の効率化 [1]効率的・効果的な行財政運営 [4]民間活力との協働

重要業績評価指標（KPI）

I 産業振興・働きやすいまちプロジェクト

基本プロジェクト	施策	重要業績評価指標（KPI）			
		指標名	R1 現在値	R6 目標値	総合計画
I-1 商工業の振興と起業・創業の支援	①地域の「稼ぐ力」を強化し、地域産業の持続的な発展と安定した雇用を創出する	商工会組織率	53%	53%	5-4
		雇用促進奨励金の対象従業員数	50人	52人	5-5
	②起業・創業の「種」を見出し、育てる	商工会組織率	53%	53%	5-4
		認定創業者数	5人	10人	5-4
③地域産業を担う人材を確保・育成する	中小企業研修受講料補助交付金の受講生数	33人	50人	5-5	
I-2 南魚沼産コシヒカリを核とした農業の振興	①農産物の「南魚沼ブランド力」向上で、農業の産産力を強化する	経営耕地面積 7ha 以上の稲作農家数	141戸	148戸	5-1
	②次代の農業を担う人材を育て、新規就農を促進する	新規就農者数	12人	毎年9人以上	5-1
I-3 自然環境や地域特性を活用した産業振興	①森林資源を保全し、利用促進を図る	間伐材の利用量	718t	433t	5-2
		地元産木材の利用量	2,470m ³	4,000m ³	5-2
		高齢森林の主伐・植栽箇所数	0か所	3か所	5-2
	②カーボンオフセット制度の活用で地域の自然環境を保全する	カーボンオフセットクレジット「南魚沼銘水の森」販売量	累計 487t (H27~R1)	累計 1,000t (R2~R6)	3-1
	③雪資源や自然環境を活用した産業を育てる	雪室製品を返礼品としたふるさと納税寄付額	294,404千円	430,000千円	5-4
	④医療の拠点性を活かした産業の活性化を図る	大和スマート IC の出入交通量（日平均）	1,030台	1,100台	4-2
I-4 若者・女性への就職支援	①「働きたい」希望を実現し、安心して働き続けられる雇用環境をつくる	女性の労働力率	52% (H27)	59%	5-5

II 移住定住・ひとの流れをつくるプロジェクト

基本プロジェクト	施策	重要業績評価指標（KPI）			
		指標名	R1 現在値	R6 目標値	総合計画
II-1 「選ばれる」ための総合的な移住・定住の促進	①「住みたい」「住み続けたい」を実現するまちをつくる	定住自立圏域自治体との市民サービス向上のための連携業務数	3業務	6業務	6-5
		現地交流会等イベント参加者数	78人	75人	6-7
		移住希望者の相談件数	234件	200件	6-7
	②多様な暮らし方・働き方に対応できる ICT 環境を整備する	マイナンバーカード普及率	15.2%	41.1%	6-4

Ⅱ-2 交流人口・ 関係人口の 創出・拡大	①国内外の交流を推進する	「総合型地域スポーツクラブ」への市外からの参加者数	468人	568人	6-5
		国際理解教育活動事業の参加者数	179人	150人以上	6-5
	②南魚沼市とかかわりを持つひととの交流・絆を深める	ふるさと応援隊登録者数	10,259人	25,000人	6-7
	③ふるさと納税等を通じて南魚沼市を応援するひとや企業の拡大を図る	ふるさと納税寄附件数	47,327件	107,000件	6-7
Ⅱ-3 地域資源を活用した質の高い観光交流の推進	①地域資源の「南魚沼ブランド」化による観光交流を推進する	観光入込客数	3,259,430人	4,000,000人	5-3
		食によるまちおこしイベントの域外からのエントリー数	6,620人	7,000人	5-3
		外国人の延べ宿泊者数	4,421人	30,000人	5-3
	②観光交流拠点の機能強化と情報発信の充実を図る	観光交流拠点の入込客数	449,080人	540,000人	5-3
	③自然環境や地域特性を活かしたスポーツ・ツーリズムを推進する	自転車関連イベントの参加者数	1,370人	3,400人	2-4

Ⅲ 子ども・子育て応援プロジェクト

基本プロジェクト	施策	重要業績評価指標（KPI）			
		指標名	R1 現在値	R6 目標値	総合計画
Ⅲ-1 妊娠・出産・ 子育ての切れ 目のない支援 の充実	①地域社会の連携により子どもを産み・育てやすい環境をつくる	ゼロ歳児保育実施保育所率（公立・民間）	70.3%	76%	1-3
		延長保育実施保育所率（公立・民間）	62.9%	68%	1-3
		家庭教育関係事業の参加者数	6,473人	6,500人	2-5
	②放課後保育の充実により、子ども達の多様な体験と活動を促す	放課後児童クラブを利用する児童の割合	20.9%	26%	1-3
Ⅲ-2 「南魚沼らしい」教育環境の充実	①地域の特色を活かした「南魚沼らしい」教育環境を充実させる	家庭学習を目標時間以上達成している子どもが70%を超える学級の割合	小学校 77.9% 中学校 44.4%	小学校 90% 中学校 60%	2-1
		20～40代の人口の転出超過数	246人	180人以下	2-1
		家庭教育関係事業の参加者数	6,473人	6,500人	2-5
		国際理解教育活動事業の参加者数	179人	150人	6-5
Ⅲ-3 結婚の希望を かなえる支援	①若い世代の「婚活」を支援する	婚活・交流イベントの開催回数	4回	6回	6-7
Ⅲ-4 仕事・子育て 両立の支援	①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図る	市の審議会・委員会等の女性登用率	22.5%	30%	6-6

IV 全員活躍のまちプロジェクト

基本プロジェクト	施策	重要業績評価指標（KPI）				
		指標名	R1 現在値	R6 目標値	総合計画	
IV-1 生涯にわたる健康・医療・福祉の充実	①市民の健康づくりを支援する	特定健診(国保ドック・集団健診)受診率	51.2%	60.0%	1-1	
		自殺者数(過去10年間の平均人数)	18人	18人以下	1-1	
		筋力づくり教室参加者	延べ12,160人	延べ17,600人	1-5	
	②利便性の高い地域医療連携を強化する	うおぬま・米(まい)・ねつと加入者数	10,480人	20,000人	1-2	
	③少子高齢化の進行に対応した高齢者・障がい者・地域福祉の充実を図る	介護予防事業等の取組による前期高齢者の要介護認定率	3.2%	3.2%以下	1-5	
		ふれあい・いきいきサロンの参加者数	18,181人	20,400人	1-6	
IV-2 生涯学習・文化活動の充実による「学びの循環社会」の創造	①ひとが集う図書館・生涯学習推進センター・公民館の連携を強化する	公民館1講座当たり参加者数	173人	200人	2-2	
		市民1人当たり図書館蔵書貸出冊数	3.9冊	5.2冊	2-2	
		市民1人当たり公民館利用回数	1.31回	1.33回	2-2	
	②地域文化を地域の誇りとして学び、保存・活用する	市民会館の利用者数	77,156人	108,100人	2-3	
		博物館等の利用者数	30,786人	40,400人	2-3	
	IV-3 持続可能な循環型社会の推進	①ごみを減らす	家庭系ごみの1人当たり排出量	651g/日	610g/日以下	3-2
事業系ごみの1人当たり排出量			454g/日	409g/日以下	3-2	
②省エネルギーの推進と新エネルギーの活用を図る		ペレットストーブ、ペレットボイラー、薪ストーブの新規設置台数	9台	10台	3-3	
IV-4 暮らしを支える社会基盤の整備		①計画的な土地利用で暮らしやすい都市をつくる	国土調査(地籍調査)実施済面積	115.42km ²	117.05km ²	4-1
	②公共交通の利便性を高める	公共交通(バス)の利用者数	274千人	265千人	4-2	
		市民バス利用人数	44,790人	36千人	4-2	
	③ひとにやさしい道路をつくる	交通事故件数(過去5年間の平均事故件数)	107件	96件以下	4-2	
	④安全・安心なまちをつくる	救急講習受講者数	累計21,606人(H27~R1)	累計45,000人(R2~R6)	6-3	
		防災情報メール登録率	12.0%	18%	6-3	
	IV-5 協働のまちづくりの推進	①市民との協働によるまちづくりを推進する	市政懇談会への参加者数	243人	500人	6-2
			地域づくり協議会への地域活性化支援事業交付金年額	4,030万円	4,800万円	6-2
IV-6 効率的な都市経営の推進	①地域間連携を推進する	定住自立圏域自治体との市民サービス向上のための連携業務数	3業務	6業務	6-5	
	②公共施設の効果的・効率的運営と拠点機能の集約・強化を推進する	公共施設の民営化数	累計1か所(H27~R1)	累計3か所(R2~R6)	6-1	

政策大綱 1 保健・医療・福祉

1-1

こころとからだの健康づくりの推進

現状と課題

- ◆ 健康推進員等地区組織の育成による市民の健康意識の高まりに加え、受診環境の改善や受診勧奨により、特定健康診査^{※1} 受診率及び特定保健指導^{※2} 実施率は県内平均程度で推移しています。しかし、生活習慣の悪化による血管性疾患死亡率は県全体より高い状態が続いており、ロコモティブシンドローム^{※3} や認知症を含む疾病の予防と合わせた対策が必要です。また、健康寿命延伸の大切な要素である歯の健康づくりをライフステージに合わせてさらに進めることが必要です。
- ◆ 母子保健では、不妊・不育症治療費の助成、2か月児全戸訪問、各種健診・教室による育児支援を実施していますが、少子化の進行、ライフスタイルの変化等により育児環境は多様化しており、それらに柔軟に対応する妊娠から出産、育児までの切れ目のない支援が必要です。
- ◆ 南魚沼市を含む魚沼圏域は、県内でも自殺率が高いことから、関係機関の連携による広域的な予防対策が必要です。

施策の基本方針

- 健康推進員等の地区組織や地域づくり協議会との協働による健康づくりの環境整備を推進し、市民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組み、心身ともに健やかでいきいきと暮らせるよう努めます。
- 妊娠・出産、子育てまでの切れ目のないきめ細やかな支援の充実を図り、安心して妊娠・出産、子育てができる環境を整えます。
- 健康診査内容の充実と受診しやすい環境の整備を図り、生活習慣病の発症と重症化の予防、疾病の早期発見に努めるとともに、受診データの分析による効果的な保健指導等を実施します。
- 精神疾患への正しい理解や相談窓口の周知を行うとともに、医療機関や関係機関と連携した相談窓口の充実を図り、こころの健康づくりを推進します。

施策の達成目標[※]

指標の名称	R1 現在値	R6 目標値
特定健診（国保ドック・集団健診）受診率	51.2%	60.0%
特定健診肥満者（BMI25以上）割合	24.5%（男） 18.2%（女）	23.0%以下（男） 18.0%以下（女）
自殺者数（過去10年間の平均人数）	18人	18人以下

※33の基本施策ごとの達成目標の指標には、「戦略プロジェクト」の重要業績評価指標（KPI）を組み込んでいます。

施策の概要

1 市民参加による健康づくりの環境整備

健康推進員、食生活改善推進員、筋力づくりサポーター等の地区組織や地域づくり協議会との連携・協働により、市民自らが取り組む健康づくりの環境整備を推進します。

2 妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援

関係機関との連携による、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援と、予期せぬ妊娠の予防により、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

3 生活習慣病の発症予防、重症化予防

健康診査受診データ等の分析・活用と医療との連携により、効果的な保健指導と適切な受診勧奨を行い、生活習慣病の発症と重症化の予防に努めます。

4 地域社会が連携したところの健康づくり

専門医や医師会等の関係機関との連携により、ストレスへの対処方法等のところの健康づくりや、精神疾患への理解と対応に関する情報提供と周知に努めます。また、専門相談会の継続や関係職員の相談対応能力の向上を図ります。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略*
[1]市民参加による健康づくりの環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶健康に対する意識づくりの推進 ▶筋力づくり教室事業 	IV-1①
[2]妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶母子保健事業の充実 ▶子育てにかかる経済的負担の軽減 	III-1①
[3]生活習慣病の発症予防、重症化予防	<ul style="list-style-type: none"> ▶健診受診の促進と適切な健康情報の提供 ▶効果的な保健指導等の推進 ▶歯科保健事業の推進 	IV-1①
[4]地域社会が連携したところの健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ▶ところの健康づくり（疾病予防）の推進 ▶自殺予防対策の推進 	

* 該当施策に対応する「戦略プロジェクト」における基本プロジェクト

※1 特定健康診査（特定健診）：40～74歳が加入する医療保険で実施されるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査

※2 特定保健指導：特定健診の結果、メタボリックシンドロームの危険性が高い人に対して行う、一人ひとりの状態にあった生活習慣の改善に向けた指導

※3 ロコモティブシンドローム：骨や関節、筋肉などの「運動器」の衰えにより移動機能が低下し、要介護になる危険性が高い状態のこと

1-2

地域完結型保健医療体制の充実

現状と課題

- ◆ 三次救急^{※1}・高度医療を担う魚沼基幹病院と、初期救急から二次救急・回復期・慢性期の医療を担う南魚沼市民病院の開院により、地域内の医療機関が連携し、機能的・総合的に地域の医療を支える地域完結型医療の体制が整いました。
- ◆ 魚沼地域は、人口当たりの医療従事者数が少ないため、限られた医療資源を効率的に運用するためには、地域完結型医療体制の活用が必要です。そのために、市民が地域内に「かかりつけ医」を持つことを促すとともに、「地域医療連携パス^{※2}」や「紹介・逆紹介」による医療連携を推進することが重要です。
- ◆ 医療連携の推進について、「魚沼地域医療連携ネットワーク（うおぬま・米（まい）ねっと）^{※3}」を活用した診療情報の共有化を図っています。ネットワークの加入者は年々増加していますが、さらなる情報発信により、市民や医療機関の加入促進を図ることが必要です。

施策の基本方針

- 「地域医療連携パス」や「紹介・逆紹介」による医療連携を推進し、魚沼基幹病院を中心とした地域完結型医療体制の充実を図ります。
- 「魚沼地域医療連携ネットワーク（うおぬま・米（まい）ねっと）」加入を促進し、地域内での効率的な医療連携を図ります。
- 妊産婦・乳幼児の健診から精密検査、治療まで小児医療連携体制の充実を図り、安心して出産・子育てができる環境づくりを推進します。
- 市立病院（南魚沼市民病院・ゆきぐに大和病院）の機能と特性を活かした役割分担により、在宅医療連携体制の充実を図ります。

施策の達成目標

指標の名称	R1 現在値	R6 目標値
うおぬま・米（まい）・ねっと加入者数	10,480 人	20,000 人

施策の概要

1 地域医療体制の充実

魚沼基幹病院と周辺医療機関の連携を強化するとともに、不足する医療従事者の確保に向けて市内医療機関への就業を促進するための支援を行い、地域医療体制の充実を図ります。

2 持続可能な市立病院の運営

安全・安心な医療を継続して提供するため、市立病院の経営安定化に努めます。

3 予防医療・在宅医療の推進

医療連携に加え、母子保健事業や介護事業とも連携し、予防医療と在宅医療を推進します。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶魚沼基幹病院と周辺医療機関の連携強化 ▶魚沼地域医療連携ネットワーク（うおぬま・米(まい)ねっと）の加入促進 ▶医療従事者人材確保事業 	IV-1② I-3④
[2]持続可能な市立病院の運営	<ul style="list-style-type: none"> ▶市立病院等の経営安定化 	IV-1②
[3]予防医療・在宅医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶保健との連携強化による予防医療の充実 ▶介護との連携強化による在宅医療の推進 	

※1 三次救急：一次救急（主に入院治療の必要がなく、外来で対処できる帰宅可能な軽傷患者に対応する救急医療）や二次救急（入院治療や手術を必要とする重症患者に対する救急医療）では対応できない一刻を争う重篤な救急患者に対応する救急医療

※2 地域医療連携パス：急性期治療から維持期や社会復帰までの治療計画を地域の各医療機関で共有し連携すること。現在は、介護や保健サービスを含めた連携の取組を推進している

※3 魚沼地域医療連携ネットワーク（うおぬま・米ねっと）：効率的に安全・安心な医療を提供するため、魚沼医療圏内にある病院、診療所、薬局等が診療情報を共有することができる NPO 法人が運営する医療連携ネットワーク

1 - 3

子育て環境の充実

現状と課題

- ◆ 家族構成の変化や地域のつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境の変化により、子育てへの不安や孤立感を抱える人が増加しています。このような状況に対応するため、子ども同士のふれあいや子育ての相談の場として「ほのぼの広場」を運営するとともに、冬期や雨天時に活用できる全天候型施設「子育て駅 ほのぼの」を整備し、機能の充実を図っています。
- ◆ 南魚沼市では、公立と私立を合わせて 27 か所の保育園と認定こども園が整備され、乳児保育や休日保育、延長保育などの特別保育の充実が図られています。また、大和地域では病児保育施設が整備される一方、六日町・塩沢地域での整備が課題となっています。特別保育の充実をさらに推進し、安心して子育てできる環境整備が必要です。
- ◆ 放課後児童クラブ（学童クラブ）について、民間法人への委託により事業を実施しており、待機児童解消に向け、施設の整備を進めるとともに運営体制の充実に努めています。一方、運営に携わる人材の不足や教育などに関する相談、家庭環境の変化による高学年の児童の見守りニーズ増加等への対応が課題となっており、放課後児童クラブだけではこれらへの対応が難しくなっています。また、今後、小学校の統合などに対応した施設や体制の見直しが必要になると考えられ、事業内容や相談対応体制の充実と研修等による人材育成、資質向上を図るとともに、学校や地域との連携を図ることが必要です。
- ◆ 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、妊産婦や子どもの医療費の助成などを推進しています。これらの対応を継続的に推進するとともに、状況に応じた充実化を図ることが必要です。
- ◆ 児童虐待相談や DV 相談が増加しており、支援の必要な子どもとその保護者及び妊産婦への切れ目ない対応を充実させるために「子ども家庭総合支援拠点」の整備と活用が求められています。

施策の基本方針

- 「生まれてくれてありがとう 育ててくれてありがとうのまちづくり」をテーマとする「第2期南魚沼市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、家庭と地域における子育ての重要性を踏まえ、子ども達の成長段階に応じた教育・保育の環境を整備し、子育て世代が安心して暮らし続けることができる環境づくりや、地域社会全体で子育てを支えあうネットワークの構築を推進します。

施策の達成目標

指標の名称	R 1 現在値	R 6 目標値
保育園再編による公立保育園数	20 か所	17 か所
放課後児童クラブを利用する児童の割合	20.9%	26%
ゼロ歳児保育実施保育所率(公立・民間)	70.3%	76%
延長保育実施保育所率(公立・民間)	62.9%	68%

施策の概要

1 地域で子育てを支える環境の充実

「ほのぼの広場」「ふれ愛広場」の充実を図り、子ども同士のふれあいの場や遊びの場を確保します。また、児童虐待の未然防止に向けた相談・支援体制を強化するため、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、地域で子育てを支え、子どもを「産み」「育て」やすい環境の整備を推進します。

2 保育サービスの充実

子どもの保育環境充実に向け、公立保育園の再編を検討します。また、保育施設の改修や保育サービスの充実を図ります。

3 放課後児童の健全育成の推進

放課後児童クラブ(学童クラブ)の充実を図り、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができる環境づくりを推進します。また、子育て・教育分野が連携を図りながら、双方が一体となって活動を行う仕組みを構築します。

4 子育て家庭への支援の充実

医療費等の経済的負担の軽減、要支援児や要保護児童の早期発見、早期対応など、子育て家庭に対する支援の充実を図ります。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]地域で子育てを支える環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ほのぼの広場事業 ▶ファミリーサポートセンター事業 ▶子ども家庭総合支援拠点の整備 	Ⅲ-1①
[2]保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶公立保育園の再編成 ▶特別保育の充実 ▶病児・病後児保育の充実 	Ⅲ-1①
[3]放課後児童の健全育成の推進	▶放課後児童クラブ(学童クラブ)の充実	Ⅲ-1②
[4]子育て家庭への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶子育てにかかる経済的負担の軽減 ▶要支援・要保護児童等の支援体制の充実 	Ⅲ-1①

1 - 4

障がい者福祉の充実

現状と課題

- ◆ ストレス過多といわれる現代社会において、精神疾患等の障がい者が増加しています。また、障がい者世帯の 8050 問題^{※1} や、障がい者を支援する施設・サービス提供事業者の人手不足などへの対応が課題となっています。
- ◆ 地域社会のつながりの希薄化や家庭の状況の多様化が進む中、障がい者を地域全体で支える体制の強化が必要です。
- ◆ 障がい者が住み慣れた地域で、必要な支援を受けながら、それぞれの状況に合った安全・安心な暮らしができるよう、社会資源の活用と関係機関との連携を図ります。また、障がいのある人もない人も互いを尊重しあい、助けあい、理解しあう共生社会の実現に向けた取組が必要です。

施策の基本方針

- 「南魚沼市障がい者計画」及び「南魚沼市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」について、自立支援協議会^{※2}を通して地域の声を聞きながら進捗管理を推進します。
- 障がい者が地域での自立した生活や社会生活を営むことができるよう、関連機関と連携し、個々の障がい特性に合わせた支援サービスを提供します。
- 障がいを理由とする差別の解消と虐待の防止など、障がいへの理解と人権教育・啓発に努めます。

施策の達成目標

指標の名称	R 1 現在値	R 6 目標値
理解促進研修 ^{※3} の開催数	5 回	6 回
地域生活支援拠点等整備にともなう台帳登録同意者 ^{※4} 数	36 人	50 人

施策の概要

1 相互理解と共に支えあう社会の推進

障がいの有無にかかわらず、すべての市民が助け合い、相互に理解するための取組や活動を推進し、障がいを理由とする差別の解消と虐待の防止に努めます。

2 自立支援と社会参加の促進

障がい者の自立した生活を支援するため、必要な支援や福祉サービスの提供に努めます。また、関係機関との**連携を図り**、障がい者の就労支援を**推進します**。

3 障がい児支援の充実

障がいのある子ども一人ひとりの特性と発育に合わせた支援を行うとともに、家族の負担軽減を図ります。また、関係機関との**連携を図り**、相談体制の充実による切れ目のない支援を推進します。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]相互理解と共に支えあう社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 広報啓発活動の推進 ▶ 連携ネットワークの充実 ▶ 福祉教育の推進 	
[2]自立支援と社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 障がい福祉サービスの充実 ▶ 社会参加の促進 ▶ 就労支援の推進 	IV-1③
[3]障がい児支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 障がいの早期発見・早期対応の推進 ▶ 障がい児と家族への相談体制の充実 ▶ 障がい児支援者のスキルアップ 	

※1 8050 問題：ひきこもりの長期高齢化に起因する社会問題のこと。親が 80 代、子が 50 代となることで親の介護、経済的困窮、社会的孤立などの問題が生じるといわれている

※2 自立支援協議会：障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される会のこと。関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う

※3 理解促進研修：障がいがある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすことを目指し、障がいのある人等への地域社会における理解を深めるために行う研修

※4 地域生活支援拠点等事業台帳登録同意者：障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備した地域生活支援拠点等事業において、緊急時の支援について情報提供等、台帳への登録を同意した者のこと

1 - 5

高齢者福祉・介護の充実

現状と課題

- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、元気に暮らし続けられるように、社会参加の促進や生きがいづくりの推進が求められています。また、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう、介護サービスをはじめとした包括的な支援・サービスが提供できる体制づくりが必要です。しかし、人口減少と高齢化の進行を背景に介護の専門職等、人材の不足が予想されており、その対応が大きな課題となっています。
- ◆ 高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の増加が予想されており、早期の把握と対応が課題となっています。また、認知症の症状等への介護者の理解不足などを要因とする、認知症高齢者への虐待が増加しており、虐待防止への取組の推進が必要です。

施策の基本方針

- 高齢者の就業機会や生涯学習、ボランティアなどを通じた社会参加を支援するとともに、高齢者世帯への支援制度づくりに取り組みます。
- 高齢者が要介護状態となることを予防し、健康寿命を延伸するため、ボランティアによる介護予防教室の開催や地域の通いの場の活用など、地域と連携した介護予防事業を推進します。
- 生活習慣病や認知症の進行は要介護状態となる要因と密接に関連することを踏まえ、その重度化防止と、市民それぞれによる若年時からの健康づくりの促進を図ります。
- 地域包括ケアシステムの深化に向け、関連する多職種の連携や、ボランティア等市民が主体となって行う助け合いの取組を促進します。
- 介護サービスの質と量の安定した提供を図るため、介護人材の確保と職場への定着を支援します。
- 認知症についての正しい理解の普及と支援の充実化に向け、関係機関との連携と、認知症サポーター養成講座等の研修機会の提供に取り組むとともに、虐待事案が発生した場合の適切な早期対応と虐待防止の啓発に取り組みます。

施策の達成目標

指標の名称	R 1 現在値	R 6 目標値
介護予防事業等の取組による前期高齢者の要介護認定率	3.2%	3.2%以下
筋力づくり教室参加者	延べ 12,160 人	延べ 17,600 人

施策の概要

1 介護予防の充実

介護予防事業を展開し、高齢者の健康寿命延伸を推進します。

2 安心して利用できる介護サービスの充実

地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指すとともに、研修や資格取得の支援など、介護人材の資質向上と確保を促進し、きめ細かな介護サービスの充実に図ります。

3 高齢者の社会参加と自立支援

高齢者が健康でいきいきと自立した生活を続けられるように、社会参加と生きがいを推進します。

4 共に支えあう環境づくり

高齢者の虐待や犯罪被害の防止を図るとともに、認知症の早期発見・対応の体制づくりや認知症の高齢者等を地域で見守り、共に支えあう環境づくりを推進します。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]介護予防の充実	▶地域と連携した介護予防活動の充実	
[2]安心して利用できる介護サービスの充実	▶「地域包括ケアシステム」の深化 ▶在宅介護サービスの充実と介護人材の確保	
[3]高齢者の社会参加と自立支援	▶就業機会の確保 ▶生涯学習、ボランティア活動への参加促進 ▶高齢者福祉サービスの提供	IV-1③
[4]共に支えあう環境づくり	▶地域でつくる高齢者の安全・安心の推進 ▶認知症高齢者等の見守り支援	

1 - 6

地域で支えあう福祉の充実

現状と課題

- ◆ 近年では、これまでの想定を上回る規模の自然災害等が多発しており、市民生活に身近な地域における支えあい活動の活性化や、住民同士で地域を支えあう仕組みづくりの重要性が高まっています。
- ◆ 市民が主体となって行う地域活動への支援や、社会福祉協議会、各種団体との連携を推進しており、安心して暮らすことができる地域を目指し、より効果的な支援の充実と、連携の強化が必要です。
- ◆ 生活に困難を抱えている市民への迅速な対応を図るため、生活困窮者相談体制を整備し多くの相談に対応しています。近年、相談件数が増加しており、相談内容の複雑化や、緊急性の高い事案も増加しています。このような状況により適切に対応できる相談体制の充実が課題です。

施策の基本方針

- 市民や団体、社会福祉協議会等の関係機関、行政それぞれが役割を果たし、協働して地域福祉の充実を図ることで「南魚沼市地域福祉計画」の基本理念である「地域ぐるみでつくる安全・安心のまち、市民の手で支えあう福祉のまち」づくりを推進します。
- 市民や団体、民生委員児童委員、社会福祉協議会等の関係機関、行政との情報共有と連携を強化するとともに、福祉のまちづくり運動推進地区^{※1}を中心に地域コミュニティの活性化に取り組むことにより、地域全体で支えあう環境づくりと市民主体の活動を支援します。
- 生活に困難を抱えている市民が安定した生活を営むことができるように、自立に向けた支援の拡充を図ります。

施策の達成目標

指標の名称	R 1 現在値	R 6 目標値
ふれあい・いきいきサロン ^{※2} の参加者数	18,181 人	20,400 人

施策の概要

1 市民主体の地域活動への支援

老人クラブ活動、サロン活動、ボランティア活動など、市民主体の地域活動を支援します。

2 地域福祉の推進

社会福祉団体との連携を強化するとともに地域コミュニティの活性化に取り組むことにより、地域福祉を推進します。

3 生活困窮者への支援

生活に困難を抱えている市民に対する支援体制の充実を図り、経済的・社会的な自立を促します。

施策の体系

施 策	主要な事業	戦略
[1]市民主体の地域活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶老人クラブ活動への支援 ▶サロン活動への支援 ▶ボランティアセンター事業の推進 ▶地域活動の参加促進 	IV-1③
[2]地域福祉の推進	▶社会福祉団体等との連携強化	
[3]生活困窮者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶支援体制の整備 ▶子どもの学習支援 	

※1 福祉のまちづくり運動推進地区：社会福祉協議会が主体となって、地域福祉を推進する地域を「福祉のまちづくり運動推進地区」に指定し、啓発活動などの地域福祉を推進する事業の支援している

※2 ひとり暮らしや、家の中で過ごしがちな高齢者と、地域住民（ボランティア等）が、自宅から歩いていける場所に気軽に集い、共同で企画した活動内容でふれあいを通して生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げる場。介護予防の拠点としても機能し、南魚沼市社会福祉協議会に登録されたサロンが市内全域で開催されている

政策大綱 2 教育・文化

2-1

学校教育の充実

現状と課題

- ◆ 少子化の進行や、子ども達を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、一人ひとりの個性を重視し、自ら学び、考え、行動できる能力の育成と、幼児教育から小・中学校への円滑な移行の推進が求められています。
- ◆ 国際化や情報化など、時代の変化に対応した教育を推進するとともに、社会情勢の急変や災害などの非常時においても学びが保障されるよう、新たな教育環境整備の取組が必要です。また、外国籍の子ども達の増加に伴う受け入れ体制の整備が必要です。
- ◆ 南魚沼市には、4つの県立高校と医療系専門学校である北里大学保健衛生専門学院、大学院大学である国際大学など、特色ある高等教育機関があり、基礎的学習から高度な教育まで充実した教育を受けられる環境が整っています。今後は、これらの教育機関と地域がより良い関係を築き、協働による取組や「南魚沼らしい」教育課程を推進することが課題となっています。
- ◆ 南魚沼市の小・中学校では全国と比較して不登校発生率^{※1}が高く、この状況に対応するために関係者と連携した未然防止や相談対応を図っています。今後は、より早期の適切な対応のため、体制の強化など支援の充実が課題となっています。

施策の基本方針

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格の基礎を培う重要なものであることから、幼児期からの教育を充実させ、子ども達一人ひとりが自ら学び、考え、行動できる能力の向上を図ります。また、いきいきと学校生活が送れるように、「南魚沼らしい」教育資源の活用により教育環境の整備・充実を図り、心豊かでたくましい児童・生徒を育成します。
- 教員の指導力の向上と業務効率化に努めるとともに、学校や家庭学習における ICT を活用した教育環境を整備し、学びの可能性の拡大を図ることにより、社会のニーズや変化に的確に対応できる個性豊かな人材を育成します。また、外国籍の子ども達が安心して学べる環境整備に努め、互いの文化や考え方を尊重し、国際的な感覚を身につけた子ども達の育成を目指します。
- 「南魚沼市いじめ問題対策連絡協議会」等の機能強化を図り、学校、家庭、地域、その他関係者との連携により複雑かつ深刻な教育課題に積極的に対処し、相談体制の充実に活かすとともに、互いを思いやり、命を大切にし、正しいことをやりとおす「こころの教育」の充実に努めます。

施策の達成目標

指標の名称	R 1 現在値	R 6 目標値
学級生活に満足している子どもの割合が 60%を超える学級の割合 (Q-U調査※2)	68.0%	75%
家庭学習を目標時間以上達成している子どもの割合が 70%を超える学級の割合 (家庭学習時間調査)	小学校 77.9% 中学校 44.4%	小学校 90% 中学校 60%
20~40 代の人口の転出超過数	246 人	180 人以下

施策の概要

1 学ぶ意欲を高め、確かな学力を育成する教育の推進

子ども達が自分の将来への夢や希望をもち、自立した人生を生き抜くために、一人ひとりの学ぶ意欲を高めるとともに、基礎的・基本的な知識及び技能の習得を促し、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育成します。また、地域の特性を活かし、地域住民と連携しながら、たくましい子ども達の育成に努めます。

2 幼児教育と小学校の接続カリキュラムの円滑な推進

子ども達が、安心して小学校へ進めるよう、幼児教育において「学びの基礎力」の育成を図り、自立を促します。また、幼児教育と小学校の相互連携による接続カリキュラムの円滑化を推進します。

3 いじめや不登校対策の推進

いじめや不登校の未然防止と、学校、家庭、地域、その他関係者と連携した早期発見、迅速かつ適切な対応に努めます。また、学校や子ども・若者相談支援センターでの相談体制の充実を図り、子ども達の状況に応じた支援を強化します。

4 ICTを活用した教育の推進

学校ネットワーク環境の高速化と「1人1台端末」の整備などにより、子ども達が端末を用いて学校や家庭において学習できる環境の実現を目指します。また、学校における ICT化を支援する体制づくりを進め、教員の指導力の向上と業務の効率化を図ります。

5 学校教育施設の整備

子ども達がいきいきと安全に学習に励めるように、教育環境の充実を図るとともに、児童・生徒数の動向を捉えながら、災害に強く、安全な教育施設の計画的かつ効果的な改築・改修を進めます。

6 小・中学校の連携強化

小学校から中学校への接続が円滑にされ、より充実した学習ができるように、小・中学校間の相互連携を一層強化します。

7 高等教育との連携・交流支援

地域の高等教育機関と連携した学習機会や、文化交流などの取組を推進します。

8 総合教育会議の充実

教育環境の整備や、地域特性に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策を検討する総合教育会議の充実を図ります。また、市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、市の教育課題や目指す姿を共有しながら、市民の声を反映した教育行政を推進します。

施策の体系

施 策	主要な事業	戦略
[1]学ぶ意欲を高め、確かな学力を育成する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 幼児教育の充実事業 ▶ 教育改革推進事業 ▶ 特別支援教育事業 ▶ 学校相談体制の充実 ▶ 教育課程特例校事業 	Ⅲ-2①
[2]幼児教育と小学校の接続カリキュラムの円滑な推進	▶ 幼児教育と小学校の接続カリキュラム推進事業	Ⅲ-2①
[3]いじめや不登校対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ いじめの防止対策事業 ▶ 子どもの相談と支援 	Ⅲ-2①
[4]ICTを活用した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校ネットワーク環境の整備事業 ▶ 1人1台端末の整備事業 ▶ 学校ICT化支援体制の充実 	Ⅱ-1② Ⅲ-2①
[5]学校教育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 小・中・支援学校設備等整備事業 ▶ 学校給食センター再編整備事業 ▶ 老朽施設大規模改修事業 	Ⅲ-2①
[6]小・中学校の連携強化	▶ 小・中学校連携教育実践研究事業	Ⅲ-2①
[7]高等教育との連携・交流支援	▶ 国際大学・北里大学保健衛生専門学院・長岡技術科学大学との連携	
[8]総合教育会議の充実	▶ 総合教育会議の開催	

※1 不登校発生率：不登校の理由で1年間に30日以上欠席があった者の割合のこと

※2 Q-U調査（Questionnaire-Utilities 調査）：児童・生徒の健やかな成長や学力の向上のための重要な要素となる学級環境の満足度をはかるアンケート調査のこと

2-2

生涯学習の充実

現状と課題

- ◆ 「人生100年時代」「超スマート社会（Society5.0）」の到来など、社会が大きな転換点を迎える中であって、生涯を通じて学ぶことの重要性が一層高まっており、誰もが学び、交流できる仕組みづくりが求められています。
- ◆ 公民館事業を中心として、「のびのび塾」、「女性学級」、「しゃくなげ学級」などの幅広い階層を見据えた各種講座を行い、生涯学習の充実に取り組んでいます。しかし、人口減少や市民のライフスタイルの多様化、講座内容や参加者の固定化などを背景に、公民館利用者は漸減傾向にあります。このような状況を踏まえ、より多くの市民が参加しやすい魅力的な各種講座の企画・実施と、それに対応できる指導者等の人材の育成が課題となっています。
- ◆ 歴史、文化、伝統、催事などを次代に継承し、地域の持続的発展を図るため、市民主体の活動が行われてきた公民館の分館事業の場として、地域づくり協議会を活用するとともに、生涯学習・社会教育システムの構築を推進しています。これらの体制や、図書館をはじめとした既存の資源を活用することにより、生涯学習センターとしての機能の確保に努めています。

施策の基本方針

- すべての市民が、生涯を通じて主体的に学習できるように、学習機会や発表の場の充実を図ります。また、活動の拠点となる「集いと交流の場」としての公民館と、「知の拠点」としての図書館など生涯学習施設の機能と連携の強化を推進します。
- 活動の成果を地域や社会で活かす仕組みづくりとして「学びの郷 南魚沼プラン※」事業の充実を図るとともに、指導者の確保・育成、主体的に活動する市民団体や公民館サークルなどの育成と活動支援を推進します。

施策の達成目標

指標の名称	R1 現在値	R6 目標値
公民館1講座当たり参加者数	173人	200人
市民1人当たり図書館蔵書貸出冊数	3.9冊	5.2冊
市民1人当たり公民館利用回数	1.31回	1.33回

施策の概要

1 生涯学習機会の充実

公民館、図書館、学校等の連携を図り、市民一人ひとりが生涯を通じて学ぶ喜びを感じられる生涯学習機会の一層の充実を図ります。

2 生涯学習施設の充実

「集いと交流の場」としての公民館と、「知の拠点」としての図書館など生涯学習施設の機能を高めるとともに連携強化を図ります。また、生涯学習の企画や運営、人材募集、講師派遣等の調整、情報提供、生涯学習相談・支援など、生涯学習センターが担うべき機能の検討と、それを担う組織づくりを推進します。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]生涯学習機会の充実	▶教養講座の充実 ▶学びの郷南魚沼事業の推進	IV-2①
[2]生涯学習施設の充実	▶公民館、図書館の連携強化 ▶生涯学習センター機能の充実	IV-2①

※学びの郷 南魚沼プラン：「学びあい、教えあい、伝えあい、そして輝く、わたしと地域」を基本理念とし、地域創生・継承・持続的発展指向のもとライフステージ毎の学習機会の提供として、南魚沼市が有する教育資源(自然、産業、歴史・文化、伝統、人など)を活かし、子ども期(児童・生徒期)の「たんけん南魚沼」、大人期(青年・成年期)の「市民カレッジ」、高齢期の「幸齢義塾」による世代間の交流・継承を意識した生涯学習・社会教育を推進する事業のこと

現状と課題

- ◆ 芸術鑑賞事業や各文化施設による展示、地域の公募展や文化芸術団体の発表、交流機会の設定などを通して、市民への芸術鑑賞機会の提供や市民自らが主体的に参加できる芸術文化活動の促進を図っています。しかし、人口減少に伴い、社会文化施設の利用者は減少傾向にあることから、拠点としての各施設の特性を活かしながら、地域の文化芸術団体への継続的な活動支援の推進と、市民の芸術文化活動への意欲的な参加・活動、世代間の交流の促進を図る必要があります。
- ◆ 南魚沼市にはユネスコ無形文化遺産「小千谷縮・越後上布」をはじめとして、「坂戸城跡」、「奉納越後上布織」、「浦佐毘沙門堂の裸押合」といった国指定文化財のほか、史跡、工芸、芸能、天然記念物、技術など、さまざまな文化財や貴重な郷土資料があります。これらを適切に保全し、次代へ継承するとともに、地域の財産として学び、活かす取組が必要です。
- ◆ 伝統文化の担い手の高齢化が進む中、次代への継承と振興を図るために、後継者の育成とともに、調査と適切な保存、活用の取組を今後も計画的に推進することが必要です。

施策の基本方針

- 地域に残る伝統文化や史跡・文化財の計画的な保存・活用を推進します。また、次代に継承するための担い手となる人材育成を図るとともに、調査研究や映像化及びデジタル化等による記録保存を推進します。
- 拠点となる文化施設の整備と充実を図るとともに、市民のニーズや社会情勢の変化を踏まえながら、市民主体の文化活動による活用を促進し、個性豊かな地域文化の振興を図ります。

施策の達成目標

指標の名称	R 1 現在値	R 6 目標値
市民会館の利用者数	77,156 人	108,100 人
博物館等の利用者数	30,786 人	40,400 人

施策の概要

1 地域文化活動の促進

地域の伝統芸能保存団体や芸術団体の活動を支援し、地域文化の継承と発展を促進します。また、文化施設の適切な管理と、施設の特性に合わせた効果的・効率的な活用を推進し、質の高い文化芸術の発信に努めます。

2 地域文化・伝統の継承と活用

地域の文化や伝統を継承・発展させる活動を支援するとともに、そのための人材育成や情報交換、発表の場の提供を推進します。また、「越後上布」、「浦佐毘沙門堂裸押合の習俗」など雪国にはぐくまれた文化や技術を市内外にアピールし、地域文化の発展と活用を図ります。

3 文化財の保護と活用

地域で大切に受け継がれてきた文化財の価値を再認識し、その適切な保護と地域文化の振興のための活用を図ります。また、必要な調査研究、適切な保存管理・史跡整備などに取り組むとともに、積極的な公開や情報発信を行い、市民が文化財に接し、その価値を認識する機会を増やし、文化財を活かした地域づくりを推進します。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]地域文化活動の促進	▶文化振興事業	IV-2②
[2]地域文化・伝統の継承と活用	▶国指定文化財越後上布織技術継承・織伝承者養成事業 ▶浦佐毘沙門堂裸押合の習俗保存活用事業 ▶歴史文書を含む公文書保存事業	IV-2②
[3]文化財の保護と活用	▶国指定史跡坂戸城跡整備事業 ▶県指定文化財（維持管理活用事業）	

2-4

生涯スポーツの推進

現状と課題

- ◆ 生涯にわたってスポーツを楽しみ、その効果による健康増進への市民の期待が高まっており、市民の誰もが気軽にスポーツができる環境、気軽に参加できるイベントの充実が求められています。
- ◆ ハーフパイプ施設「モンスターパイプ」や「スケートパーク」の整備、トレーニングセンターの機能強化等、市営体育施設の充実を図っており、市内外から多くの人々が利用しています。今後は、市民と市外からの利用のバランスに留意した活用が必要となります。
- ◆ 平成15年に設立された総合型地域スポーツクラブ「南魚スポーツパラダイス」に加え、令和元年に第2の総合型地域スポーツクラブ「スポーツ&ライフ南魚沼」が設立され、スポーツを楽しむ機会の充実が図られています。その一層の活用に向け、大手スポーツ企業と連携したスポーツイベントの検討や、これまでに行われていない分野のスポーツ教室等の実施が期待されています。

施策の基本方針

- 生涯にわたって誰もがスポーツに親しみ、健康で豊かに暮らし続けられるように、地域のスポーツクラブや主体的に活動する市民団体の育成・支援に努めます。
- スポーツ施設の利用しやすい環境整備を推進し、利用促進を図ります。
- 豊かな自然環境や地域特性を活かして、スキーをはじめとするさまざまなスポーツを通じた健康づくりや、スポーツ・ツーリズム等を介した交流拡大を図ります。また、スポーツの振興に向け、指導者の確保・育成に取り組むとともに、大会の誘致や施設のさらなる充実を図ります。

施策の達成目標

指標の名称	R1 現在値	R6 目標値
市民1人当たり指定管理体育施設の利用回数	5.31回	5.38回
学校開放体育館稼働率	51.4%	59.2%
自転車関連イベントの参加者数	1,370人	3,400人

施策の概要

1 体育施設などの利便性向上による生涯スポーツの推進

市民の誰もが、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを目指します。

2 総合型地域スポーツクラブの充実

総合型地域スポーツクラブの充実により、多様なスポーツイベント等の開催や誘致を推進します。

3 官民連携によるスポーツ支援体制の整備

民間のスポーツ団体などの関係団体と連携し、地域を上げてスポーツを支援する体制の整備を推進します。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]体育施設などの利便性向上による生涯スポーツの推進	▶地域スポーツ推進拠点整備事業 ▶インターネット予約システムの構築	IV-1①
[2]総合型地域スポーツクラブの充実	▶総合型地域スポーツクラブ支援事業	II-3③ IV-1①
[3]官民連携によるスポーツ支援体制の整備	▶自転車活用によるまちづくり事業	II-3③

2-5

地域・家庭教育の充実

現状と課題

- ◆ 地域のつながりの希薄化が進み、身近な人からの学びや互いに助けあう機会の減少など、子育てや家庭教育を支える地域の環境が大きく変化しています。また、子育てへの不安や孤立を感じている保護者、子どもの基本的な生活習慣や社会性・自立心の育成に課題を抱えている家庭が増加しており、地域・家庭教育力の低下が懸念されています。
- ◆ 市民・団体・行政の協働による「心豊かな子育て教室」や「親子映画鑑賞会」、「ブックスタート」、「家庭教育関係講座等（学校関係）」の開催や、家庭教育支援チーム「だんぼの部屋」による「親子教室・学習会」などの学習機会を提供し、家庭教育力向上を目指しています。これらの機会を活用し、子育ての悩みを抱える保護者を支援するとともに、学校と地域が連携しながら子ども達の成長を支えることで、地域づくりにつながる取組を推進することが必要です。

施策の基本方針

- 家庭・学校・地域が連携・協働しながら、青少年の健全育成に向けた事業や、**特色ある学校づくり**に取り組むとともに、関係する組織・団体及び学校で家庭教育に関する講座などの機会を提供し、家庭教育力の向上を図ります。
- 子どもと保護者が地域の中でふれあう機会や学べる機会の拡充を図り、家庭が地域や支援機関とつながる取組を推進します。

施策の達成目標

指標の名称	R1 現在値	R6 目標値
家庭教育関係事業の参加者数	6,473 人	6,500 人

施策の概要

1 家庭の教育力向上の推進

親子で参加できるプログラムや家庭教育に関する学習機会の提供など、家庭の教育力を高める取組を推進します。

2 青少年の健全育成の推進

青少年の社会参加や学習・交流機会の提供を図るとともに、地域ぐるみで健全育成に取り組む体制づくりを推進します。

3 地域で子どもの成長を支える取組の推進

子育て中の家庭と学校、地域が連携して子ども達の成長を支える活動や教育環境を豊かにする取組を推進します。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]家庭の教育力向上の推進	▶家庭教育支援事業	Ⅲ-1①
[2]青少年の健全育成の推進	▶青少年健全育成推進事業	
[3]地域で子どもの成長を支える取組の推進	▶子どもを育てる地域の連携促進事業	

2-6

子ども・若者やその家族への支援の充実

現状と課題

- ◆ 不登校や問題行動、ひきこもりなどが社会問題となっており、その背景には、経済的な困窮や複雑な家庭環境、精神疾患や発達障害など、さまざまな要因があり、それらが複合化している場合も多く、多方面からの支援を必要とする子どもや若者が増えています。
- ◆ 教育機関をはじめ、子育て・福祉・保健分野、医療分野などの関係機関がそれぞれの役割を認識し、連携を強めながら子どもや若者を支援するとともに、子どもや若者を取り巻く家庭環境の重要性を踏まえ、その家族への支援の充実を図ることが必要です。

施策の基本方針

- 不登校などの児童生徒や、ニート、ひきこもりの若者が、学校復帰や社会的自立ができるよう、一人ひとりの心の成長と発達を促す相談と支援を推進します。
- 関係機関と連携し、家族の心の安定が図れるような家族支援の充実を図ります。
- さまざまな要因による困難な事例に対して円滑な支援を継続的に行うために、「子ども・若者支援地域協議会※」の構成機関を中心とした連携体制の充実を図ります。
- 相談窓口や対応についてわかりやすい周知に努め、相談しやすい体制づくりを推進します。

施策の達成目標

指標の名称	R1 現在値	R6 目標値
不登校発生率	小学校 0.59% 中学校 3.83%	小学校 0.54%以下 中学校 3.25%以下
若者相談窓口の相談件数と居場所利用者数	52 件 19 人	50 件 15 人

施策の概要

1 不登校などの子どもへの支援の充実

子どもとその家族の状況に応じた相談や支援の充実を図ります。

2 ニートやひきこもり、不登校などの若者の自立に向けた支援の充実

若者やその家族のニーズに応じた相談や居場所づくりなど、相談や支援の充実を図ります。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]不登校などの子どもへの支援の充実	▶子どもの相談と支援	Ⅲ-2①
[2]ニートやひきこもり、不登校などの若者の自立に向けた支援の充実	▶若者の相談と支援	Ⅲ-2①

※子ども・若者支援地域協議会：司法・警察、教育、保健福祉、就労、地域の関係機関で組織する、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的とした協議会のこと

現状と課題

- ◆ 南魚沼市では、豊かな自然環境を活かし、学校教育や生涯学習、社会教育など、さまざまな場で環境教育活動が行われています。また、旅行事業者らによるグリーン・ツーリズム活動なども展開され、市外からの来訪者による活動もされています。今後、地域の自然環境の保全と活用をさらに推進するため、地域や青少年育成会、子ども会、各種団体等を対象に、野外活動や環境教育への理解を促し、必要性を呼びかけることが必要です。
- ◆ 自分達が住んでいるふるさとの自然とその仕組みを理解し、地震や水害、雪害などさまざまな自然災害への対応を一人ひとりが考える防災教育につなげることが重要な課題です。
- ◆ 地域特有の資源でもある「雪」について、「厳しい環境としての雪」だけでなく、資源としての活用の推進、「文化としての雪」の次代への継承と、市内外への周知が大切です。

施策の基本方針

- 学校、家庭、地域が一体となって、地域の自然環境について学び、次代に継承するための保全活動を推進します。また、身近な里山の再生・保全につながる活動を推進します。
- 子どもから大人まで市民が一体となって、地域に根ざした野外・環境教育、防災教育に取り組めます。また、「文化としての雪」を学ぶ取組を推進します。
- ボランティアスタッフやジュニアリーダーなど活動を担う人材の育成に取り組めます。また、学校や地域、活動団体、事業者等との連携を推進し、子どもから大人まで多くの市民が自然やふるさとの伝統にふれられる事業を実施します。

施策の達成目標

指標の名称	R1 現在値	R6 目標値
地区青少年育成会、子ども自然教室、ジュニアリーダー研修等の参加者数	3,260 人	3,200 人
子ども会連絡協議会へ参加する子ども会数	29 団体	40 団体

施策の概要

1 野外・環境教育の推進

学校教育、生涯学習、社会教育に係る各種団体や青少年育成会、子ども会等が取り組む活動を支援し、地域全体で野外・環境教育を推進します。

2 連携活動の支援・推進

地域と各種団体、学校が一体となって取り組む連携活動を支援するとともに、ネットワークづくりを推進します。また、活動を担う人材の育成を推進します。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]野外・環境教育の推進	▶子ども自然教室 ▶青少年育成会事業 ▶自然環境・雪・地域の地理的特性への理解教育の推進	Ⅲ-2①
[2]連携活動の支援・推進	▶ボランティアスタッフ・ジュニアリーダーの養成 ▶ネットワーク支援事業の推進	

政策大綱 3 環境共生

3-1

自然環境の保全

現状と課題

- ◆ 南魚沼市の山岳、丘陵、清流、湧水など、四季折々の色彩にあふれた豊かな自然環境は、小・中学校校歌や市歌にも謳われる市民の最大の財産であり、誇りです。
- ◆ 先人達が長年にわたって維持し続けてきた森林は豊かな水資源を蓄え、全国に誇る「南魚沼産コシヒカリ」をはじめとする多様な農作物をはぐくみ、さまざまな特色ある産業を支えています。
- ◆ 今日に至るまで大切に維持・形成されてきたこれらの豊かな自然環境を次代に引き継ぐことは市民の責務といえます。

施策の基本方針

- 地域の豊かな自然環境を次代に引き継げるように、自然環境の保全に努めます。
- 森林機能の維持や地球温暖化の防止を図るため、カーボンオフセット^{※1}制度などを活用し、森林の整備を推進します。

施策の達成目標

指標の名称	R1 現在値	R6 目標値
市内主要河川水の BOD75%値^{※2} (平均値)	0.6mg/L	1.0mg/L 以下
カーボンオフセットクレジット「銘水の森」販売量	累計 487t (H27~R1)	累計 1,000t (H27~R6)

施策の概要

1 自然環境の保全

豊かな自然環境を次代に引き継げるように、自然環境の保全に努めます。また、身近な自然にふれられる場や機会を提供し、自然環境保全の意識を高めるとともに、地域ぐるみの取組を推進します。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none">▶身近な水辺環境づくり推進事業▶森林環境保全育成事業▶カーボンオフセット制度活用事業▶地域コミュニティ活性化事業	I-3②

※1 カーボンオフセット：個人や企業が、自ら排出した温室効果ガス（CO²など）について、他の排出削減・吸収源対策分をクレジットとして購入することで、埋め合わせ（オフセット）すること

※2 BOD75%値：水中の有機物質などが生物化学的に酸化、分解される際に消費される酸素量（BOD）について、1年間で得られたすべての値（1河川につき年4回測定）を、測定値の低い方から順に並べたとき、低い方から数えて75%目（3番目）に該当する値のこと

3-2

循環型社会の推進

現状と課題

- ◆ 家庭系ごみの平成 30 年度の排出量は 13,259 t で、平成 26 年度の 14,046 t に比べて全体で約 6 % 減少しました。しかし、市民 1 人 1 日当たりの排出量には大きな変化はなく、630 g/日程度となっています。これには処理場へ直接搬入される大型ごみの増加が影響していると考えられ、市民のライフスタイルの変化などを考慮した対策が課題となっています。
- ◆ ごみ排出量の削減に向け、プラスチック類、紙類のリサイクルの推進や資源化できる廃棄物の分別に対する市民、事業者の意識の向上が不可欠であり、行政と地域が一体となって取り組むことが求められています。
- ◆ 企業の生産活動の影響が大きく、リサイクルが困難な事業系一般廃棄物が増加傾向にあることから、事業者の分別リサイクルを促進するとともに、ゴミにしない Reduce（リデュース）、繰り返し使う Reuse（リユース）、再資源化する Recycle（リサイクル）の 3 R を推進するため、市民、事業者、行政がそれぞれの立場における役割を担い、相互に連携・協力することが一層重要になっています。
- ◆ 整備が予定されている広域的なごみ処理施設について、魚沼市、湯沢町とともにごみの減量化、資源化について検討し、環境にやさしく効率的なごみ処理体制を構築することが必要です。
- ◆ 県六日町浄化センター内への新たなし尿受入施設の建設をうけ、これまでのし尿処理施設を廃止し、管理運営を県下水道公社に委託し、処理費の削減と業務の効率化に努めています。

施策の基本方針

- 3 R を基本理念として、市民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を自覚し、一体となってごみの減量化と再資源化を図り、環境負荷の少ない循環型社会の構築を推進します。
- 効率的なごみ処理体制を構築するため、魚沼市、湯沢町とともに、ごみ処理施設の広域化に向けた取組を推進します。
- 関係機関との連携や市民との協働により、ごみ不法投棄の撲滅を目指します。
- 食品ロス削減計画の策定を推進します。

施策の達成目標

指標の名称	R 1 現在値	R 6 目標値
家庭系ごみの 1 人当たり排出量	651 g/日	610 g/日以下
事業系ごみの 1 人当たり排出量	454 g/日	409 g/日以下
リサイクル率	13.1%	17.2%

施策の概要

1 循環型社会のための体制の確立

自然環境及び生活環境の保全と循環型社会を構築するために、「南魚沼市環境基本計画」に基づく効果的な環境施策に取り組みます。

2 ごみ減量化とリサイクルの推進

3Rについて、市民、事業者、行政が相互に協力し連携を図り、ごみの減量化とリサイクルを推進します。また、食品ロス削減計画の策定を推進します。

3 効率的なごみ処理体制の推進

排出されるごみの適正かつ効率的な処理と、ごみ処理施設等の効率的な維持管理運営に努めます。また、魚沼市、湯沢町とともに、新たな広域ごみ処理施設を整備し、ごみ処理のさらなる効率化を図ります。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]循環型社会のための体制の確立	▶環境基本計画推進事業	
[2]ごみ減量化とリサイクルの推進	▶ごみ減量化の推進 ▶リサイクルの推進 ▶デスポーザーの活用 ▶おいしい食べきり運動の推進	IV-3①
[3]効率的なごみ処理体制の推進	▶ごみ処理・し尿受入施設の効率的な維持管理の推進 ▶新たなごみ処理施設の整備	IV-3①

3-3

省エネルギーの推進と新エネルギーへの転換

現状と課題

- ◆ 快適な生活を支えるためには、安定したエネルギーの供給が欠かせません。しかし、化石燃料への依存度が高いことから、地球環境への影響や将来的な安定性の観点から、より環境負荷が少なく、地域内での循環が考えられる、再生可能な新エネルギーへの転換を図ることが求められています。
- ◆ 持続可能な循環型社会を構築するために、市民、事業者、行政が一体となって省エネルギーに取り組むことが必要です。

施策の基本方針

- 市民、事業者、行政の協働により省エネ意識の向上に努めます。
- 雪氷冷熱・地下熱・バイオマス資源など、クリーンな新エネルギーに対する市民や事業者の理解を深めるとともに、地域の特性に合った新エネルギーの有効活用を促進します。
- 豊かな自然と風土などの地域特性を活かした省エネルギー、新エネルギーの活用方策についての調査・研究を推進します。

施策の達成目標

指標の名称	R1 現在値	R6 目標値
ペレットストーブ、ペレットボイラー、薪ストーブの新規設置台数	9台	10台

施策の概要

1 省エネルギーの推進

市民、事業者、行政の協働による啓発活動や取組により、省エネルギー社会の実現を目指します。

2 新エネルギーの活用

豪雪地という地域特性を活かした雪氷冷熱、地下熱、小水力発電、バイオマス資源などの新エネルギーについて調査研究するとともに、実用化された新エネルギーの活用を促進します。

3 バイオマス利活用の推進

バイオマスタウン構想※に代わるバイオマス推進計画を策定し、地域特有のバイオマスエネルギーの活用を推進します。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]省エネルギーの推進	▶省エネルギー事業	
[2]新エネルギーの活用	▶新エネルギー等普及促進事業 ▶雪の魅力発信事業	I-3③ IV-3②
[3]バイオマス利活用の推進	▶バイオマスエネルギー活用事業	IV-3②

※バイオマスタウン構想：環境政策、産業振興政策との整合性をとりつつ、①バイオマスの循環利用と地産地消による地域の活性化、②環境保全型農業の推進による食の安全・安心の確保、③バイオマスエネルギー利用による環境への負荷軽減を基本方針とし、循環型社会の形成を促進する構想のこと（平成21年策定）

3 - 4

生活環境の向上

現状と課題

- ◆ 社会経済活動の進展は、物質的な豊かさをもたらした一方で、大気汚染や河川汚濁、生活騒音など公害の発生による生活環境の低下を招きました。
- ◆ 六日町中心市街地では、冬季の消雪を目的とした地下水の過剰揚水による地盤沈下が大きな問題となっています。近年の暖冬少雪傾向に加え、地盤沈下対策の取組により揚水量が抑制されていることから、沈下量は減少傾向にあるものの、依然として沈下が続いており、今後も継続して地盤沈下対策に取り組むことが必要です。
- ◆ 平成 29 年 10 月から新たな地下水条例「南魚沼市地下水の採取に関する条例」が施行されました。これによって規制区域の区分や範囲、井戸の許可基準などが改正され、井戸数増加による影響について、観測井戸による収縮量の把握などにより注視していくことが必要です。

施策の基本方針

- 観測体制の充実、事業者への指導・監督体制の強化を図るとともに、市民に対する啓発や指導を推進し、さまざまな公害の発生防止に努めます。
- 重点区域における地盤沈下進行状況の監視体制を強化するとともに、地下水に依存しない消融雪方策についての調査・研究を推進します。
- 環境の美化などに取り組む市民の主体的な活動を促進するとともに、野焼きの抑制、ごみの不法投棄や空き缶などのポイ捨て防止を推進します。

施策の達成目標

指標の名称	R 1 現在値	R 6 目標値
地盤沈下量（過去 5 年間の平均値）	1.22 cm	2 cm以内

施策の概要

1 安全な生活環境の向上

安全・安心な市民生活が送れるように、適切な公害対策の推進による生活環境の向上を図ります。

2 地盤沈下対策の継続・強化

六日町中心部の重点区域における地下水位等の状況の監視を継続的に実施するとともに、観測関係機関と連携し、効果的な地盤沈下防止のための対策を推進します。また、必要に応じて観測井戸の追加整備等を検討します。さらに、地盤沈下防止意識高揚のため、市民や事業所への啓発活動を推進します。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]安全な生活環境の向上	▶生活環境保全推進事業	
[2]地盤沈下対策の継続・強化	▶地盤沈下対策事業	IV-3②

政策大綱 4 都市基盤

4-1

計画的な土地利用の推進

現状と課題

- ◆ 南魚沼市の土地利用（地目別面積割合）は、「保安林、道路、河川等」が市域面積の約7割（69.7%）を占め、保安林などの山岳傾斜地がその多くを占めています。次いで「山林原野」（15.8%）、「田」（10.7%）となっており、「宅地」（2.7%）や「畑」（1.6%）は少ない状況となっています。
- ◆ 豊かな自然環境と快適な都市環境の保全を図りながら、調和のとれたまちづくり、合理的、計画的で災害に強い土地利用を推進することが求められています。また、人口減少と高齢化が進行する中、これに対応した土地利用の見直し、機能の集約と維持、地域住民と行政の協働による計画的な土地利用の推進が必要です。

施策の基本方針

- 市民の理解と協力を得るとともに、地域住民の意向を確認しながら、豊かな自然環境を活かした良好なまちなみ景観と計画的な市街地の形成を推進します。
- 特に市街地について、適正な土地利用のための誘導により、秩序ある快適な都市環境の構築を促すとともに、災害や雪に強く、ひとにやさしい都市基盤整備を推進します。
- 国土調査事業について、市内中心市街地において計画的に調査を実施し、着実な推進を図ります。

施策の達成目標

指標の名称	R 1 現在値	R 6 目標値
国土調査（地籍調査）実施済面積	115.42km ²	117.05km ²

施策の概要

1 都市計画の推進

災害に強く、景観に配慮した、ひとにやさしい快適な都市環境づくりを、地域住民の意向を確認しながら、地域と行政の協働により計画的に推進します。

2 国土調査の推進

土地境界トラブルの未然防止、各種公共事業の円滑実施、災害復旧の迅速化、課税の適正化・公平化等に資する国土調査事業を計画的に推進します。

3 都市公園の活用と充実

市民の多様な活動の場、快適な余暇を過ごす場、地域内の交流の場となる都市公園の活用と充実を図ります。

4 まちなみ景観の形成

地域独自の文化や豊かな自然景観と調和したまちなみづくりを目指す景観計画を策定します。また、まちの魅力を活かす景観づくりを市民との協働により推進します。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]都市計画の推進	▶立地適正化計画の策定 ▶都市計画調査事業	IV-4①
[2]国土調査の推進	▶国土調査事業	IV-4①
[3]都市公園の活用と充実	▶都市公園の整備と維持管理	
[4]まちなみ景観の形成	▶まちなみ景観づくりの推進	

4-2

ひとにやさしいまちづくり

現状と課題

- ◆ 人口減少と少子化・高齢化の進行により、通勤・通学による公共交通の利用が減少する一方、高齢者の生活交通としての必要性が高まるなど、地域公共交通に求められる役割が変化しています。このような状況を踏まえ、地域特性や公共交通ニーズに基づく持続可能な地域公共交通のための「地域公共交通網形成計画」を策定し、その推進を図っています。
- ◆ 幹線道路や生活道路について、国道 17 号バイパスや国道 253 号八箇峠道路など、一定の整備が進んでおり、安全性や利便性の向上が図られています。しかし、地域の活動を支える道路整備への期待が依然として大きい一方で、近年は、道路や橋梁等の維持管理費の増大に伴い、拡幅や改良等の整備事業費の確保が難しい状態となっています。
- ◆ 市内の交通事故の発生状況は、発生件数、負傷者数ともに減少傾向となっていますが、依然として毎年 100 件程度が発生し、130 人前後の市民が負傷しています。特に、高齢者人口の増加に伴い、高齢者が関係する交通事故件数が増加傾向にあることから、高齢者に対する周囲の配慮や高齢者自身の交通安全意識の向上、運転免許の自主返納促進等について、関係機関、市民、事業者が一体となって取り組むことが必要です。

施策の基本方針

- 「地域公共交通網形成計画」に基づき、誰もが安心して住み続けられる持続可能な公共交通体系の構築に取り組みます。
- 大規模災害など不測の事態が発生した場合に備え、安全に避難できる道路の整備など、基幹道路の代替性を確保した、災害に強い道路ネットワークの整備を図ります。
- 交通バリアフリー法に基づき、歩行者や自転車が安全で快適に通行できる、人にやさしい道づくりと維持管理を推進します。
- 通学路交通安全プログラムに位置づけられた通学路を主体として、生活空間における交通安全対策のため、歩道等の整備を推進します。
- 交通事故のない社会を目指し、市民の交通安全意識の向上を図るとともに、交通事故が起きにくい環境を整備します。
- 冬期の道路交通とともに、積雪時の歩行者の安全を確保するため、地域住民との協働による除雪活動を推進します。

施策の達成目標

指標の名称	R 1 現在値	R 6 目標値
公共交通（バス）の利用者数	274 千人	265 千人
交通事故件数（過去 5 年間の平均事故件数）	107 件	96 件以下
市民バス利用人数	44,790 人	36 千人
大和スマート IC の出入交通量（日平均）	1,030 台	1,100 台

施策の概要

1 公共交通体系の確保・維持

人口減少と少子化・高齢化の進行、利用者のニーズを踏まえ、持続可能な地域の公共交通体系の確保を図ります。

2 円滑な道路網の整備

道路網の整備により市内各地域への移動や近隣都市への移動時間の短縮及び円滑化、地域の利便性向上を図ります。また、通学路交通安全対策のための歩道整備事業等を推進し、歩行者や自転車利用者に配慮した、人と環境にやさしい道路網を計画的に整備します。

3 災害や雪に強い道づくり

消融雪施設や雪崩災害防止施設等の設備改修等を推進し、積雪時でも安全な道路環境の維持を図ります。

4 道路施設の計画的な修繕

既存の道路施設について、点検結果に基づく計画的な修繕を実施します。

5 交通安全対策の推進

交通安全教育の推進により市民の交通安全に対する意識の高揚を図ります。また、横断歩道や停止線などの整備を推進し、危険箇所の解消を図ります。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]公共交通体系の確保・維持	<ul style="list-style-type: none"> ▶交通ネットワーク整備事業 ▶インターチェンジ利用促進事業 	I-3④ IV-4②
[2]円滑な道路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶基幹広域交流軸整備事業 ▶主要幹線整備事業 ▶ネットワーク道路整備事業 ▶通学路等の交通安全対策事業 	IV-4③
[3]災害や雪に強い道づくり	<ul style="list-style-type: none"> ▶消雪パイプリフレッシュ事業 ▶道路の防災対策事業 	IV-4③
[4]道路施設の計画的な修繕	<ul style="list-style-type: none"> ▶橋りょう長寿命化修繕事業 ▶道路ストック点検事業 	
[5]交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶交通安全教育推進事業 	

4-3

住環境の整備

現状と課題

- ◆ 公営住宅の計画的な改修により住環境の充実を図るため、平成 26 年度に「公営住宅長寿命化計画」を策定しました。しかし、人口減少を背景に、市民のライフスタイルの変化に即した間取りや機能、定員設定など、需要に応じた住環境の提供が求められています。これらを踏まえて公営住宅の効率的な維持管理に向けた計画の見直しを行い、利便性などの面で優先順位の高い住棟の改修を進めるとともに、適正な施設総数への調整を図るため、老朽化した住棟の除却を着実に実施し、統廃合を進める必要があります。
- ◆ 一般住宅について、耐震や克雪などの安全機能の充実を図るとともに、環境問題への対応が不可欠であり、より環境負荷の少ない住環境の整備が求められています。また、空き家の放置は、倒壊の危険性や地域の防犯、生活環境上の問題につながるものが危惧され、継続的な利用や適切な管理に向けた市民への働きかけ、民間活力の積極的な活用が必要です。

施策の基本方針

- 公営住宅について、現行の「公営住宅長寿命化計画」を見直し、改修や統廃合によって耐震性や耐火性、克雪などの機能を強化するとともに、施設の長寿命化と住環境の向上を図ります。
- 一般住宅について、耐震化や克雪化、アスベストの飛散防止、空き家の利活用などを促進し、環境問題に配慮するとともに安全で安心して生活できる住環境整備を推進します。

施策の達成目標

指標の名称	R 1 現在値	R 6 目標値
克雪屋根改修補助件数	累計 32 件 (H27～R1)	累計 30 件 (R2～R6)
子育て世帯のリフォーム補助件数	110 件/年	累計 650 件 (R2～R6)

施策の概要

1 住みやすい住環境の提供

老朽化した公営住宅の統廃合を図るとともに、施設の改修や機能向上を計画的に推進します。また、一般住宅について、耐震診断や耐震改修、アスベスト含有調査や除去工事への支援を継続して行います。

2 雪への対処機能強化

克雪住宅の整備推進など、積雪時にも安全で快適に生活できる住環境の維持を図るとともに、環境負荷に配慮した設備の整備を推進します。また、地盤沈下区域については、抑止のための啓発を強化するとともに、地下水に頼らない消融雪方法の検討を推進します。

3 空き家等の活用促進

空き家の適切な管理に向けた市民への働きかけとともに、不動産業と連携した空き家情報の発信や建設業と連携したリノベーション等による利活用を促進します。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]住みやすい住環境の提供	▶公営住宅整備事業（市営住宅総合改善事業） ▶耐震改修支援事業 ▶アスベスト除去支援事業	
[2]雪への対処機能強化	▶克雪住宅推進事業 ▶スノーピア道路事業（流雪溝整備）	
[3]空き家等の活用促進	▶空き家情報発信事業	II-1①

4-4

上下水道の整備

現状と課題

- ◆ 将来にわたり安定的な水道サービスの提供を継続するために、中長期的な経営の基本計画である「南魚沼市水道事業経営戦略」を策定し、これに基づき、「1.計画的施設更新」、「2.財政の健全化」、「3.効率的な事業運営」を柱とする「水道運営基盤の強化」を基本方針として事業を推進しています。また、危機管理体制の強化や非常用水源の必要性から、湧水及び井戸による地域別配水方式への転換を図りながら、課題となる地盤沈下に対する影響についても検証を行っています。
- ◆ 下水道は普及率^{※1}が99.1%（令和元年度末現在）に達しており、今後は維持管理が主体となります。処理場や管渠の老朽化を見据えた適正な修繕や計画的な更新による施設の長寿命化及び施設の広域化や最適化の検討を行い、適正かつ効率的な維持管理に取り組むことが必要です。
- ◆ 農業集落排水施設等について、平成27年から統廃合を進め、経費の縮減に取り組んでいます。また、経営基盤の強化が課題となっていることから、令和元年度に公営企業会計へ移行しました。今後は、経営状況の的確な把握に努めるとともに、独立採算制の原則に基づき、さらなる経営改善を図ることが必要です。
- ◆ 上下水道施設ともに、人口減少に伴う使用料収入の減少が今後さらに進むと予測されることから、施設の統合や縮小を含めたより効率的な運営が必要です。

施策の基本方針

- 人口減少を見据え、上下水道施設の効率化を目指し、施設の縮小や統合及び広域化・共同化計画の検討を進め、さらなる経費の削減を図ります。
- 豪雨や地震等の災害発生時にも安定した給水や汚水処理を継続するための施設整備や更新を計画的に行い、衛生的で快適な生活環境の維持と、公共用水域の水質の保全を推進します。

施策の達成目標

指標の名称	R1 現在値	R6 目標値
上水道有収率 ^{※2}	80.7%	85.0%
配水管の耐震化率	8.3%	13.0%
下水道水洗化率 ^{※3}	91.4%	93.0%

施策の概要

1 安定した持続可能な水道事業の推進

財政、危機管理、環境保全等の各視点から現状と将来の見通しを総合的に分析し、安定した持続可能な水道事業のための実施計画を策定するとともに、計画に基づく健全で効率的な事業の運営を推進します。

2 豊かな水環境をはぐくむ污水处理の推進

既存施設の長寿命化対策による適正な維持管理を推進し、性能の維持を図ります。また、災害時における污水处理機能維持対策を推進します。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]安定した持続可能な水道事業の推進	<ul style="list-style-type: none">▶水道施設の計画的な更新・耐震化▶老朽管の更新▶非常用水源の確保▶民間活力の導入	IV-4④
[2]豊かな水環境をはぐくむ污水处理の推進	<ul style="list-style-type: none">▶公共下水道事業▶污水处理体系の整備再編▶浄化槽市町村整備推進事業	IV-4④

※1 下水道普及率：総人口に対する下水道を利用できる区域の人口の割合のこと

※2 上水道有収率：給水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合のこと

※3 下水道水洗化率：下水道が利用できる区域の人口に対する実際に下水道を利用している人口の割合のこと

政策大綱 5 產業振興

5-1

農業の振興

現状と課題

- ◆ 農業の安定した経営と所得の増加に向けて、意欲的な中規模農家を支援しながら農地の集積化を図り、経営耕地面積7ha以上の稲作農家数増加の取組を推進してきたことにより、一定程度の集約が進んでおり、今後の農地集約は緩やかに推移すると見込まれます。より安定した経営基盤と所得を確保するためには、農地の集積化とともに経営の複合化・多角化が必要です。
- ◆ 農家数や農業就業者数が減少しており、高齢化が急速に進行する中、農業情勢の変化に対応するためには、南魚沼産コシヒカリや園芸作物などの特産品の品質の維持・向上を図るとともに、他の産地に負けない競争力をつけるため、市場において選択される地域（産地）としてのイメージづくりが重要です。

施策の基本方針

- 南魚沼産コシヒカリを農業振興の中心に据え、農業基盤の整備、農地の集積化と生産組織化・法人化を推進するとともに、次代の農業を担う人材の育成、意欲的な中規模農家の支援を図ります。
- 関係団体等と連携し、南魚沼産コシヒカリや園芸作物などの特産品について、地域特性を活かした作物・品種の研究を進めるとともに農業経営の複合化・多角化を目指します。
- 地域特性を活かした個性ある農畜産物や水産物の生産などを支援し、先人達のつくり上げた産地のイメージをさらに高めることを目指します。

施策の達成目標

指標の名称	R1 現在値	R6 目標値
経営耕地面積7ha以上の稲作農家数	141戸	148戸
新規就農者数	12人	毎年9人以上

施策の概要

1 農地集積化の推進

人・農地プランを活用し、農地中間管理事業による農地の集積を推進します。

2 特産品の販売促進と6次産業化の支援

地域のブランド力を活用し、新たな特産品となり得る農産物の研究や商品開発などの取組を支援します。

3 畜産業と水産業の支援

地域特性を活かした特色ある畜産業、水産業の振興を支援します。

4 農業基盤の整備

農業の基盤となる農地や農道、農業用排水施設の整備を推進し、作業の効率化による収益性の向上を促します。

5 農業の担い手育成支援

次代の農業を担う人材の育成支援に加え、意欲的な農業者を支援することにより、農業者人口の減少と高齢化への対応を図ります。

6 農業の多面的機能発揮の促進

農地、農業用水等の保全のための共同活動、中山間地域における農業生産活動の継続、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援し、農業の有する多面的機能の発揮を促進します。

7 食の安全の推進

生産者と消費者による「農産物」に関する情報共有、相互理解の充実を図り、安全・安心な農産物を消費者に届ける体制づくりを推進します。

8 鳥獣被害防止対策の推進

農産物に対する鳥獣被害対策を推進します。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]農地集積化の推進	▶人・農地プラン推進事業・農地中間管理事業	I-2①
[2]特産品の販売促進と6次産業化の支援	▶特産品の販売促進 ▶園芸作物の振興 ▶地域ブランドの創出支援事業	I-1① I-2①
[3]畜産業と水産業の支援	▶畜産業の支援 ▶水産業の支援	I-2①
[4]農業基盤の整備	▶農業農村整備事業 ▶用排水基盤の整備 ▶ネットワーク道路整備事業	I-2①
[5]農業の担い手育成支援	▶農業振興対策補助事業 ▶青年就農支援事業	I-2① I-2②
[6]農業の多面的機能発揮の促進	▶多面的機能支払交付金事業 ▶中山間地域等直接支払事業 ▶環境保全型農業直接支援対策事業	I-2①
[7]食の安全の推進	▶南魚沼産コシヒカリ販売促進事業	
[8]鳥獣被害防止対策の推進	▶鳥獣被害防止総合対策事業	I-2①

5-2

林業の振興

現状と課題

- ◆ 南魚沼市の森林面積は約 44,225ha で、市域面積の約 76% を占め、うち 21% が人工林となっています（令和元年 12 月公表 新潟県地域森林計画書）。
- ◆ 人工林の面積割合は、新潟県及び中越全体と比較して低い状況にあるものの、その 77% が利用に適した時期を迎えています。しかし、山林の多くは、急傾斜地にあることから、積雪害が多いことも影響して高品質の木材生産が難しく、加えて木材価格の低下により、森林整備は水源かん養及び自然災害の防止など公益的機能の維持を目的とするものが中心となっており、木材利用を目的とするものは 2% にとどまっています。
- ◆ 近年、森林所有者の高齢化や相続などによる世代交代が進む一方、森林の荒廃などにより山の所有者境界が不明確化しています。特に個人が所有する森林の効率的な整備が実施されていない状況が見られ、森林の持つ公益的機能の維持が危惧されています。このような状況を踏まえ、「育てる」森林整備から「利用する」森林整備への転換につながる循環型の仕組みづくりが必要となっています。
- ◆ 「育てる」森林整備から「利用する」森林整備への転換に向け、公共建築物や個人住宅への積極的な木材の利用促進や CLT（直交集成板）などの新たな需要への対応、低質材のフル活用となるチップ、ペレット、発電燃料などの木質バイオマスへの利用促進と需要拡大への取組が必要です。また、低コストで効率的な森林整備を実現するための施策と、将来にわたって中心的役割を果たす林業事業体の育成・連携強化が必要です。
- ◆ 令和元年度に森林環境譲与税が創設され、森林整備事業は転換期を迎えています。これらを活用した治山や林地の保全などの林業振興が必要です。

施策の基本方針

- 森林資源の利用促進のため、「新たな森林管理システム※¹」を活用し、山林の所有者境界の明確化、施業の集約化や路網の整備、高性能林業機械の普及を図ることにより、より効率的な作業体制の構築を促進します。
- 南魚沼産の木材の利用拡大を図るため、供給体制のサプライチェーン化（供給連鎖）による安定した需給体制の構築を促進します。また、エネルギーの地域循環に向けて木質バイオマスエネルギーの利用を促進する環境整備に取り組みます。
- 国や県の補助金などを活用し、さまざまなニーズに対応可能な先進的施設や機械の整備を支援することにより、次世代林業再生基盤づくりを進めます。また、意欲ある林業事業体のレベルアップを図るなど、人材育成に努めます。
- 新たに創設された森林環境譲与税を活用した里山再生等の林業振興を推進します。

施策の達成目標

指標の名称	R 1 現在値	R 6 目標値
間伐材の利用量	718t	433 t
地元産木材の利用量	2,470m ³	4,000m ³
高齢森林の主伐・植栽箇所数	0 か所	3 か所

施策の概要

1 森林資源の活用と林業基盤の整備

間伐材の有効利用と地元産木材の利用促進による森林資源の有効活用への支援を推進するとともに、需要拡大のための既存施策の検証や新たな具体的利用可能性を研究します。

2 林地の保全と機能誘導

災害に強い森林環境の保全のために必要な整備を**林業事業体**^{※2}と連携して行うとともに、将来のあるべき森林機能を確保するために適正なレベルの保育事業への取組について検討を進めます。

3 治山事業の推進

地すべり、土砂崩れ、土石流などの山地災害を防止する治山事業を推進し、林地の保全と市民生活の安全・安心の確保を図ります。

4 森林環境譲与税を活用した林業の振興

森林の有する機能を将来にわたって継続的かつ高度に発揮させるため、適切な森林整備を推進し、健全で活力ある森林づくりを目指します。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]森林資源の活用と林業基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶森林資源活用事業 ▶林道整備事業 ▶バイオマスエネルギー活用事業 ▶南魚沼産材で家づくり事業 	I-3①
[2]林地の保全と機能誘導	<ul style="list-style-type: none"> ▶民有林保育事業 ▶分収造林事業 	
[3]治山事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶県営・市営治山事業 ▶地すべり防止事業 	
[4]森林環境譲与税を活用した林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ▶森林整備の推進 ▶木材利用の推進 ▶青年就農支援事業 	

※1 新たな森林管理システム：適切に経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者に働きかけ等を行い、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者に集積・集約するとともに、適さない森林は市町村が経営管理を行うことで、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る仕組みのこと

※2 林業事業体：他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者などのこと

現状と課題

- ◆ 南魚沼市には年間約 370 万人の観光客が訪れ、そのうち約 3 割が冬季のスキー観光によるものですが、近年のスキーの観光客数は、ほぼ横ばいの状況が続いています。スキー観光は積雪量や気象条件の影響を受けやすく、安定した観光振興を図るためには他の地域資源と合わせた魅力向上や、四季を通じた観光誘客を図ることが課題となっています。
- ◆ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催に向けた国のインバウンド推進施策により、訪日外国人旅行者数は、平成 25 年の 1,036 万人から平成 30 年の 3,191 万人へと大幅に増加しました。外国人観光客の多くが外国人向け周遊チケットなどを活用したことにより、南魚沼市の近隣地域への来訪者も増加しました。しかし、その効果が本市には及ばなかったことから、南魚沼産コシヒカリの産地やスキー観光地としての知名度を活かしつつ、新たな魅力や地域ブランドの再構築が必要です。
- ◆ 外国人観光客が南魚沼市を訪れる機会を増やすため、今後は、地域全体での誘客につなげるための情報発信の強化、民間事業者との連携による販路開拓が求められています。また、宿泊施設や飲食店、交通機関における Wi-Fi 環境の整備、メニュー・案内・時刻表の多言語化、キャッシュレス化などの受入体制の整備とともに、本市のさまざまな業種を巻き込んだ魅力的な観光地づくりへの取組が必要です。
- ◆ 令和 2 年の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、国内観光やインバウンドの推進が停滞し、南魚沼市の観光産業も大きな影響を受けました。観光需要の回復を見据えつつ、復興に向けた重点的な取組が必要です。

施策の基本方針

- 地域固有の文化、歴史、風土、暮らしをストーリーによってつなぐことで独自の「雪国ブランド」へ醸成させ、四季を通じた観光振興への活用を推進します。
- 国内観光客のニーズの多様化への対応や長期滞在型の外国人観光客を呼び込むため、関係する民間機関や団体と連携し、受入体制の整備や移動環境の利便性向上を図ります。
- 国内外からの観光客誘致に向け、官民が連携して情報発信や販売戦略の共有化に取り組むとともに、広域連携による観光プロモーションを推進します。
- 地域資源のブランディングや販路開拓を進めるため、多様化するメディア媒体を効果的・効率的に用いた情報発信を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により打撃を受けた観光産業の維持・再活性化を図るため、飲食業や宿泊業をはじめとする観光関連事業者への経済的な支援を推進します。また、長期的に安定した観光誘客を推進するため、インバウンドの回復に備えながら、国内からの観光誘客の強化に取り組みます。

※雪国観光圏：一体的な観光圏で新たな展開をすることにより、地域活性化を目指すことを目的とした、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、群馬県みなかみ町、長野県栄村の 7 市町村で形成する圏域のこと

施策の達成目標

指標の名称	R 1 現在値	R 6 目標値
観光入込客数	3,259,430 人	4,000,000 人
観光交流拠点の入込客数	449,080 人	540,000 人
食によるまちおこしイベントの域外からのエントリー数	6,620 人	7,000 人
外国人の延べ宿泊者数	4,421 人	30,000 人

施策の概要

1 地域資源を活かした四季観光の推進

自然・文化・歴史・温泉など、地域固有の資源をストーリーによってつなぎ、活かした観光情報を発信することで地域資源のブランディングを促進し、四季を通じた観光振興を推進します。また、観光のための地域基盤として、Wi-Fi 環境の整備、メニュー等の多言語化やキャッシュレス決済導入などを促進するとともに、二次交通の整備や観光施設周辺の無電柱化を推進します。

2 国際観光の推進

国際大学や観光協会と連携し、外国人観光客の受け入れ体制や情報発信の強化を図ります。また、雪国観光圏^{*}と連携し、広域観光を推進します。

3 情報発信の強化

道の駅「南魚沼」や広域観光案内所「MYU」を、観光情報・地域情報の発信拠点として機能強化し、利便性の向上を図ります。また、道の駅の憩いの広場、休憩交流棟を市民が集まる場として活用し、観光客との交流を通じた地域活性化を図ります。

4 コンテンツ・ツーリズムの推進

地域資源を活用したさまざまな体験型・交流型コンテンツを取り入れた旅行体験（ツーリズム）サービスの創出と提供を促進します。

5 食によるまちおこしの推進

南魚沼産コシヒカリに代表される「食」に着目し、各種事業者や市民団体と連携したまちおこしの取組を推進します。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]地域資源を活かした四季観光の推進	▶地域ブランドPR事業 ▶民間と連携した販売ルート開拓・誘致 ▶観光地域基盤整備の推進	II-3①
[2]国際観光の推進	▶インバウンド受入体制の充実 ▶雪国観光圏等と連携した観光誘客事業	II-3① II-3②
[3]情報発信の強化	▶情報発信拠点の充実 ▶観光情報発信ツールの拡充	II-3②
[4]コンテンツ・ツーリズムの推進	▶コンテンツ・ツーリズムの推進	II-3①
[5]食によるまちおこしの推進	▶「食」をテーマとした観光誘客事業 ▶観光地域づくりの推進	II-3①

現状と課題

- ◆ 企業誘致や事業拡大支援を促進するため、平成 30 年度に企業立地促進関連の例規を改正し、製造業以外にも対象業種を拡大するとともに、生産性向上特別措置法に基づき先端設備導入計画を 35 社認定しました。これらにより、固定資産税（償却資産）減免や信用保証料補給などの支援を行い、新たな事業への投資や設備投資の促進を図りました。
- ◆ 公有資産の有効活用による新たな雇用の場やビジネス機会の創出に向け、海外の IT 企業の拠点を集積する「グローバル IT パーク構想」及び国内企業のサテライト・オフィスの立地を推進し、他地域にはない魅力ある企業の進出を支援してきました。一方、近年は、労働力や人材不足の深刻化、急速な社会変動により、ビジネス環境のオンライン化や業務の効率化などによる働き方改革や人材確保に向けた対策が求められています。
- ◆ 消費人口減少に伴う購買力の減退や、購買先の多様化による地域外への消費の流出拡大により、市内事業者の「活力」や「稼ぐ力」が大きく低下しています。このような状況に対応するため、経営基盤の安定・強化を支援する制度融資や商品開発・販路開拓への支援を実施しました。しかし、商店街や中心市街地では、事業者の高齢化や後継者不足による廃業等によって空き店舗や空き地が増加しており、今後は、起業や創業の場としての空き店舗の活用、後継者の発掘と人材の育成、「えきまえ図書館 本の杜」との有機的な連動などによる商店街の活性化に取り組み、賑わいのある中心市街地を再生することが必要です。

施策の基本方針

- 高齢化が進む中、生活拠点の近くで食料品や日用品などを購入できる環境の維持やコミュニケーションの場としての商店や商店街機能の充実、消費者から選ばれる特色のある商品やサービスの創生、商業機能の充実などを促し、将来にわたり市民が安心して生活できる経済循環の仕組みづくりを推進します。
- 製品の開発や現場の生産工程などで、IoT（Internet of Things）や AI（人工知能）といった新しい技術の活用や更なるデジタル化など、多様な働き方に合わせた環境整備を積極的に推進するとともに、人材不足の解消や製品の高付加価値化、急速な社会変動に対するリスク管理に取り組む事業活動への支援を推進します。
- 産官学金連携による産業支援を推進するとともに、コンピューターや通信技術などを活用した先駆的な情報サービスの分野や新たな産業の創出に積極的に取り組み、若者や UII ターン希望者の雇用の場や新たなビジネス機会の創出を図ります。また、これによって、地域の「稼ぐ力」を強化し、地域産業の持続可能な発展と安定した雇用の実現を図ります。

施策の達成目標

指標の名称	R 1 現在値	R 6 目標値
商工会組織率	53%	53%
認定創業者数	5 人	10 人
雪室製品を返礼品としたふるさと納税寄付額	294,404 千円	430,000 千円

施策の概要

1 商工業の活性化

地域資源を活用した農業や観光業との連携による商品やサービスの魅力向上と発信力強化を図りながら、中心市街地や各商店街の活性化、新たな賑わいの創出を推進します。また、第二創業、新規出店を支援する施策を整備し、空き店舗や空き地を活用する取組を支援します。

2 産業の育成支援

産業の経営基盤強化を図るとともに、新分野への進出や新技術の開発に取り組む企業や団体を積極的に支援します。

3 産官学金連携による産業支援

企業間連携の促進や市内金融機関、商工会、国際大学などとの産官学金の連携により、市内企業の事業拡大や経営改善に向けた取組を支援するとともに、起業・創業を促進し、企業活動の活性化を図ります。また、急速な社会経済情勢の変化に伴う課題解決型のビジネスや、他地域にはない魅力ある新しいビジネスの機会の創出を支援します。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]商工業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 商業者の魅力向上支援事業 ▶ 地域ブランドの創出支援事業 	I-1① I-1② I-3③
[2]産業の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業対策支援事業 ▶ 企業経営基盤支援事業 	I-1①
[3]産官学金連携による産業支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ニュー・ビジネス創出支援事業 ▶ 産官学金連携事業 ▶ 創業・起業支援事業 ▶ 重点育成産業支援事業 	I-1① I-1②

5-5

雇用の促進

現状と課題

- ◆ 全国的に労働力不足が顕在化する中、南魚沼市においても多くの業種で人材不足が深刻化しており、ハローワーク南魚沼（南魚沼本所）の有効求人倍率は平成 28 年度から年間平均 2 倍を超える状況が続き、さらに冬季に向けて労働需要が高くなる 10 月以降には月間倍率が 3 倍を超える状況となっています。
- ◆ 南魚沼市の女性の労働力率は、全国や新潟県と比較すると高い傾向にあり、全国値などで見られる 30 歳以降の女性の労働力率低下傾向は緩やかな状況となっています。また、60 歳以上の女性の労働力率も全国や新潟県と比較して高く、年代にかかわらず、女性の就労が進んでいることがうかがえます。このような状況を踏まえ、女性が生涯を通じて働きやすい環境を整備するとともに、次代を担う人材育成への支援が求められています。
- ◆ 若者や UIJ ターンによる移住・定住を促進するためには、長期的な視点での取組が必要です。市内企業を若者や UIJ ターン希望者に認知してもらうことが重要であることから、企業の認知度向上や就職につながる取組への支援の充実が求められています。

施策の基本方針

- 労働者の技術・技能の向上や未来の雇用創出に繋がる事業者育成を図るとともに、より多くの求職者が希望する就業ができるような雇用の創出を目指します。
- 若者や UIJ ターン就職希望者それぞれの意欲と能力を踏まえた的確な職業紹介と、職業能力習得の必要性についての広報や、習得機会の提供などの支援を推進し、本人の希望と雇用ニーズの不一致や不適合の解消を図ります。
- 若者や UIJ ターン就職希望者が安心して働き続けられる雇用環境の確保と、多様な業種・業態の企業の立地や集積を目指します。
- 若者や女性の技術・技能の向上を図り、希望する就職の実現を支援します。
- 若者向け職場体験、インターンシップの機会充実を図るとともに、市内企業の認知度向上への取組を支援し、市内企業への就職を促進します。

施策の達成目標

指標の名称	R 1 現在値	R 6 目標値
雇用促進奨励金の対象従業員数	50 人	52 人
女性の労働力率	52% (H27)	59%
昼夜間人口比率	100.3% (H27)	100.5%
中小企業研修受講料補助交付金の受講生数	33 人	50 人

施策の概要

1 職業能力の向上と雇用の場の確保

産業を支える人材育成のために労働者の技術・技能向上や**未来の雇用創出に繋がる事業者育成**のための支援を推進するとともに、雇用の場の安定的な確保を目指します。

2 若者やUIJターン就職希望者支援

若者やUIJターンの市内企業への就職支援を積極的に推進し、地域経済の継続的な活性化を図ります。また、雇用環境の確保と市内企業の認知度の向上を目指します。

3 若者・女性への就職支援

若者や女性を対象とする職業訓練によって技術・技能の習得・向上を図り、市内企業への就職と職場への定着を支援します。また、地域の高校生などによる市内企業へのインターンシップ活動を支援し、若者の市内への定着を促進します。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]職業能力の向上と雇用の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ▶地域産業を担う人材育成 ▶多様な働き方の促進 ▶雇用の情報発信の強化支援 	I-1③ I-4① III-3① III-4①
[2]若者やUIJターン就職希望者支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶UIJターン就職希望者支援 ▶市内企業の認知度向上支援 	I-1③ I-4①
[3]若者・女性への就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶若者就職支援事業 ▶女性就職支援事業 ▶インターンシップ支援事業 ▶男女共同参画推進プラン事業 ▶医療従事者人材確保事業 	I-1③ I-3④ I-4① III-3①

政策大綱 6 行財政改革・市民参画

6-1

行財政運営の効率化

現状と課題

- ◆ 合併による「南魚沼市」誕生以降、合併特例債などを有効活用した事業実施により、インフラ資本の整備を着実に進め、多様な市民ニーズに対応したまちづくりを推進してきました。また、「定員管理計画」を策定して市職員数の適正化に取り組むとともに事務事業の見直しや経常経費の抑制などにより、行財政改革を推進してきました。しかし、令和2年度に合併による特例措置が終了することに加えて、急速な人口減少や少子化・高齢化の進行に伴い、財政状況が厳しくなることが予想されます。今後も一定水準の市民サービスを維持していくためには、投資的経費の縮減を図りつつ、行財政改革を計画的に推進することが必要です。
- ◆ 公共施設の老朽化が進む中、施設の効率的な更新と長寿命化が必要です。一方、これまでの積極的な投資的事業の実施による起債償還額の増加が財政を圧迫し、財政運営を硬直化させることが危惧されています。このため、遊休地や活用の見込みのない施設は、適切に処分するなど維持管理費の削減に努める必要があります。

施策の基本方針

- 限られた資源で最大限の効果を生み出すため、「選択」と「集中」による行財政改革を推進し、効果的で効率的な市政運営に取り組むとともに、民間活力との積極的な協働を図り、持続可能な行財政基盤の構築を目指します。
- 多様化する市民ニーズに的確に対応するため、「行政改革大綱」に基づく行財政改革の推進に努めるとともに、組織機構の再編や職員の資質向上を図ります。
- わかりやすい情報提供により市民との合意形成を図りながら、計画的な行財政運営を推進します。

施策の達成目標

指標の名称	R1 現在値	R6 目標値
財政健全化指標（実質公債費比率）	15.5%	18.0%未満
財政健全化指標（将来負担比率）	126.3%	現状維持
公共施設の民営化数	累計1か所 (H27～R1)	累計3か所 (R2～R6)

施策の概要

1 効率的・効果的な行財政運営

「行政改革大綱」に基づく行財政改革を推進し、時代に合った行政システムの構築に加え、事務、組織運営の効率化と公共施設管理の適正化を図ります。また、社会経済情勢や市民ニーズの把握に努めるとともに、必要に応じて財政計画の見直しを図り、行政需要の変動に弾力的に対応しながら、将来世代に過負担を強いることのない、健全な財政基盤の構築を目指します。

2 行政評価の活用

行政運営とその実施状況を客観的に評価し、事業の計画的かつ効率的な推進に活用するとともに、その情報提供に努め、よりわかりやすい行政運営を目指します。

3 職員の資質向上

各分野における職員の経験、知識、情報の共有や、専門的かつ実践的な研修の実施により、企画力・政策形成能力の向上等、社会の変化に柔軟に対応できる職員の育成と組織の活性化を図ります。また、人事評価を通じて能力開発や育成、適材適所の人材配置に活用し、市民サービス向上を図ります。

4 民間活力との協働

企業やNPOなどの民間活力との協働により、指定管理者制度の活用や民間委託、民営化など、施設管理やシステム運用の効率的・効果的な推進を図ります。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]効率的・効果的な行財政運営	▶行政改革大綱の推進 ▶公共施設等総合管理計画の推進	IV-6②
[2]行政評価の活用	▶総合計画の推進と進行管理 ▶行政評価の実施	
[3]職員の資質向上	▶人事評価システムの推進 ▶職員の資質向上	
[4]民間活力との協働	▶公共施設の民間委託、民営化の推進	IV-6②

6-2

協働のまちづくり

現状と課題

- ◆ まちづくりの推進には、地域住民をはじめ、企業や団体など、さまざまな力の連携・協働が必要であり、それぞれが「自分たちのまちは自分たちでつくる」という強い自治意識を持つことが重要です。
- ◆ 12 地区の地域づくり協議会をまちづくりの基幹組織とし、地域における課題解決や活性化に取り組んでいます。しかしながら、人口減少と少子化・高齢化の進行、住民のライフスタイルの多様化や社会経済情勢の変化などにより、各地区では住民同士のつながりの希薄化や担い手の不足と、その影響による地域活動の維持が懸念されています。
- ◆ 協働によるまちづくりを推進するために、伝統や文化の継承とコミュニティ活動の活性化により地域への誇りや愛着をはぐくみ、世代を超えたまちづくりの意識向上を図ることが必要です。また、市民の声を市政に反映させる仕組みづくりと、地域の特性を活かしたコミュニティ活動の支援、担い手の育成を推進するとともに、課題の克服に向け、市民と行政が認識を共有することが必要です。

施策の基本方針

- まちづくりを積極的に推進する市民主体の活動を支援し、市民と行政が地域の課題について認識を共有するとともに、連携・協働で取り組む体制づくりを推進します。
- 自治組織をはじめとする地域コミュニティの活性化、地域で主導的役割を担う NPO やボランティア組織などへの活動を支援し、地域住民の主体的活動を促進します。

施策の達成目標

指標の名称	R1 現在値	R6 目標値
市政懇談会への参加者数	243 人	500 人
地域づくり協議会への地域活性化支援事業交付金年額	4,030 万円	4,800 万円

施策の概要

1 市民と行政の協働によるまちづくりのための体制確保

市民のまちづくりへの意識を高めるため、市民の意見などを反映するシステムや仕組みを整備するとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを進める体制づくりを推進します。

2 市民が自ら考え実践する地域づくり活動の充実

地域づくり協議会を中心とした住民相互による活力ある地域づくりを推進するため、行政や地域間の連携を強化し、活動の充実を目指します。

3 市民による幅広いボランティア活動の推進

多くの市民がボランティア活動に参加する機会が増えるように、南魚沼市ボランティアセンターとの連携を強化し、情報発信の充実を図ります。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]市民と行政の協働によるまちづくりのための体制確保	▶市民の声が活かされる体制づくり ▶集落振興事業	IV-5①
[2]市民が自ら考え実践する地域づくり活動の充実	▶地域コミュニティ活性化事業	IV-5①
[3]市民による幅広いボランティア活動の推進	▶地域に根ざしたボランティア活動の支援	IV-5①

現状と課題

- ◆ 平成 16 年の中越大震災や平成 23 年の新潟・福島豪雨による災害は、市内各所に大きな被害をもたらし、市民の安全な暮らしを脅すとともに、地域経済へ多大な損失を与えました。これを契機として、災害への関心や、災害に強いまちづくりへの機運が高まり、地域の自主防災組織や緊急避難体制の強化、避難情報等伝達手段の整備を推進してきました。しかし、この間、全国的に大きな被害をもたらした令和元年の台風 19 号が発生するなど、さらなる備えの必要性が増しています。このような災害に備え、自助・共助・公助による災害発生時の即応体制の強化を図り、互いに連携することが必要です。
- ◆ 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、関係機関との連絡体制の強化と市民への適切な情報提供、原子力災害の特殊性についての理解促進を図るとともに、「新潟県原子力災害広域避難計画」について随時の検証を行うことが必要です。
- ◆ 近年、犯罪が複雑・凶悪化し、子どもや高齢者を狙った悪質な犯罪が社会問題となっています。地域における防犯体制の強化と市民一人ひとりの意識の向上を図り、安全・安心なまちづくりを推進することが必要です。

施策の基本方針

- 災害時の避難場所の整備や機能強化、感染症対策を図るとともに、安全な避難経路についての情報共有の仕組みづくりを推進します。また、緊急時の情報伝達体制の強化を図ります。
- 安全・安心な地域づくりを推進するとともに、市民の生命と財産を災害・犯罪から守ることを最優先に、災害発生時の被害軽減と犯罪被害の未然防止のための体制強化を図ります。
- 防災マップを活用し、災害時の対応知識や避難場所、危険箇所等の周知に努め、市民一人ひとりの防災意識の高揚と、自助・共助による地域防災力の向上を目指します。
- 救急救命のための応急手当の方法について普及を促進し、救急車が到着する前からの効果的な手当による救命率・社会復帰率の向上を目指します。また、救急救命士の資質向上に努めます。
- 住宅用火災警報器の設置を促進し、火災の早期発見と被害の軽減を図ります。
- 水害や土砂災害などを防止するため、管理者である国、県と連携し、治水や砂防の整備を推進します。

施策の達成目標

指標の名称	R 1 現在値	R 6 目標値
救急講習受講者数	累計 21,606 人 (H27～R1)	累計 45,000 人 (H27～R6)
防災情報メール登録率	12.0%	18%

施策の概要

1 防災体制の強化

防災マップを活用した緊急時の対応や危険箇所の周知など、地域ぐるみの取組体制を強化し、地域防災力の向上を図ります。また、防災情報メール、コミュニティ FM と防災ラジオに加え LINE、Twitter 等の SNS 並びに新潟県総合防災情報システムなどの活用を推進し、緊急時の情報伝達体制の強化、特に要配慮者等への情報伝達の迅速化を図ります。

2 防犯、消防・救急体制の強化

地域ぐるみの防犯体制づくりを支援し、安全・安心なまちづくりを推進します。また、救急講習等の活用による応急手当の知識普及により、傷病者の救命率・社会復帰率の向上を目指します。さらに、市民の防火意識の高揚を図るとともに、消防団員の活動時の円滑化と安全性の向上を図ります。

3 避難所等の整備推進

避難施設等の耐震化と機能強化を図ります。また、老朽化した避難所の計画的な更新及び効果的な再配置を検討します。

4 砂防施設整備の促進

砂防施設整備を促進し、安全な生活環境の維持と国土の保全を図るとともに、防災マップ等による地域の災害発生リスクに関する情報の共有と避難経路等の周知を図ります。

5 水害防止施設整備の促進

環境に配慮した河川整備を促進し、水害を防止するとともに、安全な生活環境の維持を図ります。また、水防倉庫の整備や消防団の技術向上により、災害発生時の対応力強化を図ります。

施策の体系

施 策	主要な事業	戦略
[1]防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ▶地域防災計画の推進 ▶情報伝達手段の整備・拡充 ▶防災ラジオの購入補助 	IV-4④
[2]防犯、消防・救急体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ▶応急手当の普及啓発 ▶消防団装備の充実 ▶消防車両及び施設の整備 ▶住宅防火対策の推進 	IV-4④
[3]避難所等の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶避難所等の整備推進事業 	IV-4④
[4]砂防施設整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶砂防事業 ▶急傾斜地崩壊危険箇所整備事業 ▶雪崩危険箇所整備事業 	
[5]水害防止施設整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶河川整備事業 	

現状と課題

- ◆ 行政主導で進めてきた高速インターネット接続環境の整備事業は、市民生活における利便性の向上や企業のICTを活用した事業展開などに寄与し、一定の役割が終了したことから、令和2年度に設備を含めた運営を民間事業者に譲渡しました。
- ◆ 行政情報システムについて、セキュリティの確保を最優先とし、効率的な運用による経費の削減、機能の増強を図ることが必要です。
- ◆ 「まちづくりに関するアンケート調査」によると、市民が行政情報等を得る手段として市報が最も高い割合となっています。しかし、近年、さまざまな方法で情報取得が可能になっていることから、モバイル端末で閲覧可能な行政情報アプリケーション「マチイロ」を導入し、行政情報取得の利便性向上を図っています。このような情報提供機能の活用など、さまざまな情報伝達手段によって、より多くの人と市政との関係づくりの強化を図ることが必要です。
- ◆ さまざまな場面での情報の共有が可能な情報社会（Society4.0）から、IoTによりすべての人と物、情報が一つにつながり、さまざまな知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出す社会（Society5.0）への移行を踏まえ、地域の状況に即した活用により課題に対応することが必要です。

施策の基本方針

- 行政情報システムの最新動向と通信環境の調査を行い、システムの更新時期に合わせた最適なシステム調達に努めます。
- パソコン、モバイル端末などの多様な情報端末から利用しやすい市ウェブサイトの構築と情報発信を進めます。
- 南魚沼市ウェブサイトの補完として、フェイスブックなど SNS による情報発信を行うとともに、第二の市報として、モバイル端末で閲覧しやすい「マチイロ」の利用促進を図ります。

施策の達成目標

指標の名称	R 1 現在値	R 6 目標値
市のウェブサイトアクセス数（年間延べ数）	1,262,501 回	140 万回
マイナンバーカード普及率	15.2%	41.1%

施策の概要

1 行政システムの高度化と市民サービスの向上

5年ごとに更新する行政情報システムについて、新しい技術を積極的に取り入れるとともに、セキュリティの確保と経費面を両立させた効率的なシステムの導入と運用を図ります。

2 「探しやすい」「利用しやすい」市ウェブサイトの充実

あらゆる情報端末で利用者がより情報を探やすく、利用しやすい市ウェブサイトの構築と情報発信を目指します。

3 多様化する情報発信ツールの有効利用

フェイスブックやマチイロなど、多様化する情報発信ツールに対応し、充実した情報発信を推進します。また、さまざまな情報伝達手段により、わかりやすい行政情報の提供に努めます。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]行政システムの高度化と市民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ▶行政システムの高度化と効率化 ▶住民票等証明書発行の利便性向上 ▶マイナンバーカード普及促進事業 	II-1②
[2]「探しやすい」「利用しやすい」市ウェブサイトの充実	▶多様な情報端末に対応したウェブサイトの構築	
[3]多様化する情報発信ツールの有効利用	▶情報発信手段の充実	

6-5

交流の推進と国際化

現状と課題

- ◆ 南魚沼市では、豊かな自然環境や歴史文化などの地域資源を活かして、スキーなどのウィンタースポーツをはじめとして、地域内外において多彩な交流が推進されています。
- ◆ 友好親善都市（千葉県いすみ市、山形県米沢市、埼玉県さいたま市、埼玉県深谷市、埼玉県坂戸市、富山県魚津市）とは行事やイベントにあわせた交流や、行政課題、地域資源の情報共有を図るなど連携を深めています。また、姉妹都市（オーストリア共和国セルデン町、ノルウェー王国リレハンメル市、ニュージーランド国アシュバートン郡）をはじめ、韓国大関嶺（テグアルリョン）、モンゴル国などとも、児童、生徒、市民団体による交流が行われています。
- ◆ 市民交流団体などでは、構成メンバーの減少や高齢化等により、事業の停滞が懸念されています。今後、国際社会にひらかれたまちづくりを推進するために、より幅広い世代の市民が民間交流に関わり、異なる文化に関心を持ち、国際理解を深め、コミュニケーション能力の向上が図れるよう促すことが重要です。

施策の基本方針

- 幅広い世代の相互交流による地域コミュニティの活性化を促進するとともに、市民主体の交流活動を支援します。
- 魚沼地域定住自立圏^{※1}、雪国観光圏などにより近隣自治体との連携強化を図るとともに、国内の友好都市など他地域との交流・連携を推進します。
- 地域間交流や国際交流による交流人口・関係人口の創出を積極的に支援し、人と人との交流を通して誇りや魅力が感じられる住みやすいまちづくりを推進します。
- 姉妹都市や国際大学との交流・連携により、国際協力や国際知識、コミュニケーション能力を高める国際理解教育を推進し、グローバル社会に対応した人材の育成を図ります。
- 新たな在留資格の創設に伴う外国人材の地域社会への定着を促進するとともに、多文化共生社会のまちづくりを推進します。

施策の達成目標

指標の名称	R1 現在値	R6 目標値
「総合型地域スポーツクラブ」への市外からの参加者数	468 人	568 人
国際理解教育活動事業の参加者数	179 人	150 人
定住自立圏域自治体との市民サービス向上のための連携業務数	3 業務	6 業務

施策の概要

1 地域間交流の推進

地域づくり協議会相互や他団体との連携による交流活動を支援し、地域主体による取組を推進します。

2 広域連携の推進

近隣自治体との連携強化を図り、相互補完型の住みやすいまちづくりを推進します。

3 都市間連携の推進

国内の友好親善都市と情報を共有し、相互理解を深める交流をさらに推進するとともに、市民の交流活動による交流人口・関係人口の創出・拡大を支援します。

4 国際化の推進

海外の姉妹都市との交流や市民主体の国際交流団体、国際大学等との連携により、市民の国際感覚やコミュニケーション能力の向上を図るとともに、国際社会にひらかれたまちづくりを推進します。

5 次代を担う子ども達の国際理解教育の推進

小学校の「国際科」の授業や、インターナショナル・ビレッジ、**イングリッシュ・ビレッジ**^{※2}、中学生の海外派遣等を継続するとともに、さまざまな体験活動を通して、グローバル社会に対応できる国際感覚を身につけた子ども達を育成します。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]地域間交流の推進	▶地域コミュニティ活性化事業	
[2]広域連携の推進	▶定住自立圏構想に基づく連携推進事業	Ⅱ-1① Ⅳ-6①
[3]都市間連携の推進	▶都市間連携推進事業	Ⅱ-2①
[4]国際化の推進	▶国際交流推進事業	Ⅱ-2①
[5]次代を担う子ども達の国際理解教育の推進	▶成長や興味に応じた国際理解教育事業	Ⅱ-2①

※1 魚沼地域定住自立圏：地方における大幅な人口減少が見込まれる中で、近隣市町村が圏域として相互に連携・協力しながら生活に必要な機能を確保することで、定住の促進を図ることを目的とした、魚沼市、南魚沼市、湯沢町で形成する圏域のこと

※2 インターナショナル・ビレッジ、イングリッシュ・ビレッジ：国際大学の留学生やALTとの体験活動や英語に慣れ親しむ活動を通じて、外国や自国の文化、習慣などへの理解を深め、国籍を超えた「自他を認め尊重し合う心」と豊かな国際感覚を目指す取組のこと

現状と課題

- ◆ 互いの人権を尊重することの重要性を市民一人ひとりが認識し、人権に関する正しい理解と行動を促すために、さまざまな機会において人権についての教育や啓発に取り組んでいます。令和元年に実施した「人権に関する市民アンケート調査」によると、子ども、障がい者、女性の人権問題やインターネットによる人権侵害など、身近な問題についての関心が高い一方で、感染症患者、同和地区出身者、ホームレスの人権などへの関心は低くなっています。前回調査（平成25年）と比較すると、人権全般にわたり関心度が高まっているものの、関心や認知、理解の状況に偏りがあるため、継続的な教育や啓発を実施する必要があります。また、性の多様性についての理解や配慮のほか、近年特に関心が高まっているインターネットの匿名性を悪用した深刻な人権侵害への対策など、より複雑で幅広い取組が求められています。
- ◆ 複雑かつ急激な社会環境の変化に対応し、誰もが活躍できる地域社会を実現するためには、人権に関する正しい知識の周知に加え、女性の活躍を後押しする男女共同参画の推進、さらに性の多様化への理解などが求められます。しかし、男女平等や多様な個性を尊重する考え方が広まる一方で、未だに意識や社会習慣の中に男女の役割に対する固定観念が根強く残っており、そのような状況の解消が必要です。
- ◆ 家庭、学校、職場、地域社会などの場で、男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなくあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる全世代・全員活躍型の社会の実現に向け、継続的に意識改革に取り組むことが必要です。

施策の基本方針

- 子どもから高齢者まで年齢、性別、国籍に関わりなく誰もが互いの人権を尊重し、人権に関する正しい理解と行動を身につけることで、あらゆる差別や偏見を許さない人権尊重のまちづくりを目指します。
- 性別による固定的な役割分担意識の解消を図るとともに、それぞれの個性と能力を発揮し、認め合い、共に責任を分かち合い、仕事、家庭、地域社会のバランスのとれた暮らしができる男女共同参画社会の実現を目指します。
- 適切な情報発信により、企業等の女性活躍に向けた自主的な取組や地域における女性の活躍を促進します。

施策の達成目標

指標の名称	R 1 現在値	R 6 目標値
市の審議会・委員会等の女性登用率	22.5%	30%
行政区における区長・執行部役員の女性割合	2.4%	5%

施策の概要

1 人権尊重のまちづくりの推進

市民一人ひとりが互いの人権を尊重する考えを持ち、行動できる社会の実現を目指し、さまざまな場面や機会において人権教育・啓発を積極的に推進します。各行政分野で役割を担い、人権に配慮した施策を計画的に推進するとともに、関係機関相互の連携を強化しながら、講演会、研修会や広報紙の活用、パンフレット等を通じた啓発活動に取り組みます。また、人権問題に関するさまざまな相談に迅速かつ的確に対応できる体制を整備します。

2 男女共同のまちづくりの推進

各関係機関によるさまざまな取組を事業所や市民に適切に情報発信し、周知と意識改革を進めるとともに、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野において活躍できる環境整備に向けて、実践的な啓発活動を実施します。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]人権尊重のまちづくりの推進	▶人権尊重の推進事業	
[2]男女共同のまちづくりの推進	▶男女共同参画推進プラン事業	Ⅲ-4①

現状と課題

- ◆ 南魚沼市の人口は、平成7年の66,118人をピークに減少が続いており、特に平成17年以降は急速に人口減少が進んでいます。また、人口構成比の推移を見ると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～65歳未満）が減少する一方、老年人口（65歳以上）が増加しています。
- ◆ 国立社会保障・人口問題研究所が平成27（2015）年の国勢調査を基に推計した将来予測では南魚沼市の人口は令和12（2030）年には5万人、令和27（2045）年には4万人を割り込み、今後しばらくの間は人口減少と高齢化が同時に進行することが示されています。
- ◆ 将来の人口を展望しながら、若い世代の定住と都市圏からの移住、UIIターンの促進や南魚沼市で働く外国からの人材の活用などにより、地域の働き手、担い手を確保するとともに、まちの活力と人口規模の維持を目指す必要があります。

施策の基本方針

- 出産・子育て・教育など幅広い分野の切れ目のない支援により、出産、子育ての負担感を軽減するとともに、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進し、若い世代の定住促進を図ります。
- 人口の自然増と社会増の好循環を生み出すために、UIIターンなどの移住・定住施策を推進するとともに、年齢に関わらず、誰もが心身ともに元気に暮らせる安全・安心なまちづくりを推進します。
- 人口減少の進行に対応する施策について、行政と民間企業、教育機関、金融機関、医療機関、市民団体など多様な主体が連携し、社会経済の変化に即した一体的な取組を推進します。
- 民間企業や関係団体の主体的な取組と連携するとともに、住宅・福祉・健康・教育・スポーツ・雇用など、あらゆる施策を分野横断的・総合的に組み合わせ、すべての世代の誰もが生涯にわたり活躍できるまちづくりを推進します。
- 公有財産や空き家・空き店舗、未利用地など市内の遊休資源の活用や、企業版を含むふるさと納税の有効活用、クラウドファンディング^{※1}による資金調達などについて官民連携の体制で調査・検討するとともに、地域のマネジメント人材と事業運営主体の育成を推進します。

施策の達成目標

指標の名称	R1 現在値	R6 目標値
現地交流会等イベント参加者数	78人	75人
移住希望者の相談件数	234件	200件
ふるさと応援隊登録者数	10,259人	25,000人
ふるさと納税寄附件数	47,327件	107,000件
婚活・交流イベントの開催回数	4回	6回

施策の概要

1 交流機会の拡大と関係人口の創出

市民団体や民間企業、関係機関との連携により、出会いや仲間づくりを目的とした交流機会の拡大を図ります。また、南魚沼市が誇る豊かな自然、人材、産業や情報などのあらゆる資源や、企業版を含むふるさと納税制度の有効活用などにより、関係人口の創出・拡大を図ります。

2 移住・定住の促進

産官学金医労言^{※2}の関係機関と連携・協力し、移住者への支援体制を構築します。また、就学時における市内企業との交流機会の創出により、将来的な市内への就労に繋げるとともに、社会変動や生活様式の変化に対応した地方での暮らしの魅力発信と、移住者支援の充実により、若い世代のUターンや定住を促進します。

3 誰もが居場所と役割を持つコミュニティづくりの推進

地域の行事運営や課題解決において、年齢や性別、国籍、居住年数などに関わらず、住民それぞれの特性を活かした居場所と役割を持ちながら交流・活躍できるコミュニティづくりを進めます。

4 官民連携による取組の推進

公有財産や空き家・空き店舗、未利用地など市内の遊休資源の活用や、企業版を含むふるさと納税制度の有効活用、クラウドファンディングによる資金調達などについて官民の多様な主体が連携した総合的な推進体制を構築します。

施策の体系

施策	主要な事業	戦略
[1]交流機会の拡大と関係人口の創出	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 婚活支援事業 ▶ 交流の場創出事業 ▶ 雪の魅力発信事業 ▶ ふるさと応援隊推進事業 ▶ ふるさと納税推進事業 	II-2② II-2③ III-3①
[2]移住・定住の促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 移住者へのサポート体制構築 ▶ 総合的な定住促進事業 ▶ U/IJ ターン就職希望者支援 ▶ 地域資源を活用した定住促進事業 	II-1①
[3]誰もが居場所と役割を持つコミュニティづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多種・多世代交流事業 	IV-5①
[4]官民連携による取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業版ふるさと納税の推進 	II-2③

※1 クラウドファンディング：群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語で、不特定多数の人がインターネットを経由して、個人や組織に財源の提供や協力などを行う仕組みのこと

※2 産官学金医労言：産業界、行政機関、教育機関、金融機関、医療機関、労働団体、メディアのこと